

田中内閣における中日国交正常化と 大平正芳（その四）

倪 志 敏

- はじめに
- I 戦後国際秩序の急変
- 1 中米関係の転換
- (1) ニクソン政権の対中接近とその背景
- (2) 中ソ対立の激化と中国による外交戦略の大転換
- (3) キッシンジャー秘密訪中
- (4) ニクソン訪中と「上海コミュニケ」
- 2 「ニクソン・ショック」と迷走する佐藤内閣
- 3 大平正芳による世界潮流への洞察と反佐藤宣言
- 4 中国の国連における合法的地位の回復
- II 中日国交正常化機運の高まり
- 1 超党派による日中復交議連の結成
- 2 躍動する野党外交と「中日国交回復3原則」
- 3 「周恩来4条件」と日本経済界の中国傾斜
- 4 自民党総裁選と田中、大平、三木3派協定
(以上45巻5号)
- III 中日国交正常化のプロセス
- 1 田中内閣の成立
- 2 周恩来による積極的な対日アプローチ
- 3 大平正芳・孫平化会談
- 4 周恩来・竹入義勝会談
(以上46巻5号)
- 5 大平自主外交への推進
- (1) 「甘え」の対米外交への反省
- (2) 台湾問題の勇断
- (3) 党内のコンセンサスの形成
(以上47巻3号)
- 6 中日国交回復への布石
- 7 「中日共同声明」の調印
- VI 結 論
- 1 中日国交正常化の決定要因
- 2 「72年体制」の定義とその意義
- 3 中日国交正常化における大平正芳の役割
(以上本号)

III 中日国交正常化のプロセス

6 中日国交回復への布石

日米ハワイ首脳会談の成功と「日中国交正常化基本方針」の党議決定により、田中内閣による中日国交正常化の土台固めはほぼ完成し、田中訪中はいよいよ詰めの最終段階に入った。大平外相は、中日間政府交渉の成功に備え、あらゆる布石を打ってゆく。

自民党内反対派やアメリカとの事前調整が終わる頃、日本政府においても、「竹入メモ」を参考にした日本政府案が固まりつつあった。大平外相は「中国側とハラを割って話し合いのできる人達を通じて、予め事前調整をしてもらいたい」⁴²⁷⁾と、密かに中国に信頼の厚い古井喜実を政府の私的使者として、北京を訪問するよう要請した。9月8日夜、大平外相は、古井と単独で会い、日本政府の方針について説明すると共に、「日中共同声明要綱の日本側基本方針要旨」を古

427) 田川誠一『日中交渉秘録 田川日記——14年の証言』毎日新聞社 1973年10月 353頁。

井に委託した。その案文は、中日間の基本的な問題の処理方針と外交関係のあり方を具体的に明示した本文に相当する部分だけであった。大平外相はそれを古井に渡す時、前文と日本政府の一方的な表現の部分は、十分案文が整頓されていないから保留してほしいと説明した⁴²⁸⁾。

9月9日、古井は田川誠一と共に密命を帯びて、戦後、初の東京—北京の直行便に乗り、東京を飛び立った。翌10日午前、古井らの一行は、廖承志「中日友好協会」会長の自宅を訪ね、日本政府案の要点について、口頭で説明した。その骨子は、以下の通りである⁴²⁹⁾。

第1に、国交正常化の方式について、「共同声明の方式を取りたい。従って日本においてはこれを国会にかけない考えである」。

第2に、共同声明の内容について、「本文の前に前文を置き、その中に3つのことを謳いたい。第1は、過去の戦争に対する日本側の反省の表明。第2は、国交正常化は両国民の願望であり、アジアと世界の平和に貢献するものであるという国交正常化の本旨。第3は、両国はそれぞれ社会体制が違うが、相互の立場を尊重し合い共存して行こうという平和共存の問題である」。

第3に、共同声明の本文については、「第1に双方が戦争状態の終了を表明すること。2番目に、直ちに外交関係を樹立し、また早期に大使の交換をすること。3番目には、この声明と同時に日台間の外交関係を消滅させる、即ち、日華平和条約については日本政府が何らかの適当な形で、その消滅を確認すること。第4番目には、今後外交機関を通じ、平和友好条約を締結する」。

古井の説明に対し、廖承志は「毛主席と周総理に早速報告し指図を仰いでくるから二、三日待ってもらいたい」⁴³⁰⁾と述べた。同日午後、古井、田川は宿泊先の北京飯店に、張香山外交部顧問らの訪問を受けた。その場で、古井は大平外相から受け取った本文部分の案文を張香山に手渡した。その本文部分の案文は、田川誠一の手記によれば、次の通りである⁴³¹⁾。

「日中共同声明要綱の日本側基本方針要旨」

本文

- 一、両国政府は、戦争状態が終結したことを確認する。
- 二、日本側は、中華人民共和国政府を中国を代表する唯一の合法政権として承認する。
- 三、中国側は、台湾は中国の領土の一部であることを再確認する。日本側は、中国の主張を理解し、尊重する。
- 四、中国側は、対日賠償請求権を放棄する。
- 五、両国政府は、一九七二年〇月〇日から外交関係を開設し、なるべく速やかに大使を交換する。

428) 古井喜実「日中国交正常化の秘話」『政界第二十一年』1973年6月所収 21頁。

429) 前掲「日中国交正常化の秘話」『政界第二十一年』21頁。

430) 古井喜実『日中十八年 一政治家の軌跡と展望』牧野出版 1978年5月 125頁。

431) 前掲書『日中交渉秘録 田川日記——14年の証言』359頁。

日本案は中国案を参照しながら練り上げたもので、内容に大きな開きはなかったが、しかし、「戦争状態の終結」に関する表記と「中日復交3原則」を全部共同声明に盛り込むかどうかに関して、双方には重要な相違があった。前者について、中日国交正常化によって中日間の戦争状態は初めて終結とする中国側の主張に対し、「日華平和条約」により中国との戦争状態は終わらせたとの立場に立つ日本案では、中国側は改めて戦争状態の終結を一方的に宣告し、日本側がこれを確認することに固執した。後者については、一括表記を求める中国側に対し、日本案では、分離表記やその他の方式で臨もうとした。即ち、①日本側は、中華人民共和国政府を中国を代表する唯一の合法政府として承認する（第1項相当）、②中国側は、台湾は中国の領土の一部であることを再確認する。日本側は、中国の主張を理解し、尊重する（第2項相当）—の2項は、共同声明本文に明記するが、残る第3項の「『日台条約』は不法であり、無効であって、廃棄されなければならない」は、本文に表記せず、その他の方法で日本政府が意思表明をする、となっていた。

日本案を受け取って検討した周恩来総理は、9月12日に古井らの一行と会見した。周総理は、日本政府の基本姿勢と日本案に対して、①中日国交正常化は排他的でないという趣旨を表わしたい、②（日本側）戦争状態の終結についての表明は、中国側の考えとぴったり合わない点がある、③「中日国交回復3原則」に対する日本側の総括的な態度表明が望ましい、④日台条約の消滅について、日本政府が一方的措置を取るという考え方に同意して良いが、しかし、日本政府はいつどこで、どういう形での表明を考えているのかを知っておく必要がある⁴³²⁾、との中国側の立場を明らかにした。

古井らが中国側と折衝している最中の9月14日、小坂善太郎を団長とする自民党代表団が北京に到着した。自民党国会議員23人に外務省の橋本恕中国課長らが随行する大所帯であった。小坂代表団の中に数多くのタカ派議員が含まれているので、古井らは、秘密を守るために、中国側と協議した結果、あえて代表団と接触せず、小坂らが北京入りしたと同じ日に中国東北地区訪問の旅に出た⁴³³⁾。

このような自民党訪中団の性格について、中国側は見抜いていた。9月15日に行われた第1回廖承志・小坂会談で、小坂は、「日中国交正常化協議会」内部の論争、とりわけ台湾ロビーの「2つの中国」に関する議論を詳しく紹介した。この中で、小坂は、「特に自民党内に強い意見として、蔣〔介石〕総統が終戦に際し、『暴に報いるに徳を以ってせよ』と言い、終戦後の日本占領軍に中国の軍隊は加わらなかったことについて、偉大なステーツマンシップであると讃え、今日においてもその恩義を忘れて〔は〕ならない⁴³⁴⁾」と、党議とりまとめの苦心を強調するあまり、台湾ロビーの意見を必要以上に強く押し出した。中日国交正常化を促進する立場の代表団と

432) 前掲書「日中国交正常化の秘話」『政界第二十一年』22—23頁。

433) 前掲書『日中十八年 一政治家の軌跡と展望』126頁。

434) 小坂善太郎「日中国交正常化協議会の会長として」自由民主党編纂『自由民主党党史 証言・写真編』1987年1月所収 231頁。

して、北京で公然と「2つの中国」論を鼓吹し、蒋介石を持ち上げた言動は、中国側をひどく刺激した。たまりかねた周総理は、台湾ロビーの言動に反論するよう廖承志に命じた。そして、17日に行われた第2回廖承志・小坂会談で、廖承志は小坂に対し、「中日友好関係を発展させるには『1つの中国、1つの台湾』政策に反対しなければならない」⁴³⁵⁾と題する抗議文を突きつけ、自民党内の台湾ロビーを厳しく戒めた。廖承志のかかる抗議文は周総理によって何回も修正された後、毛沢東主席もこれに目を通したものであった⁴³⁶⁾。

9月18日、周総理は自民党代表団全員と会見した。その席上で、周総理は、中日両国間の2千年に亘る友好往来と、甲午戦争（日清戦争）から第2次世界大戦が終わるまでの50年間、日本軍国主義が中国に対して行った侵略戦争を振り返り、「前事不忘，後事之師」（前事を忘れず，後事の戒めとする）、「求大同，存小異」（小異を残して大同につく）という2つの中国の古諺を引用しながら、歴史を手本とし、それをもとに前向きな姿勢で中日間の懸案の解決に目を向けるという中日国交正常化交渉の基本精神を明らかにした。小坂団長は、「その通りだ。諺にも『前車の覆るを見て後車の反省とする』というのがあるが、こういうことを繰返さないよう固く決意している」⁴³⁷⁾と応えた。

9月20日午前零時から2時過ぎまでという異例の時刻に、周総理は再び古井喜実と単独で会見し、日本案に対する中国側の基本方針を重ねて説明した。「戦争状態の終結」と「中日国交回復3原則」の2点を如何に表現するかについて、両者の間に最終の折衝が行われたが、合意を見ることができず、中日政府間交渉で行うという切羽詰まったものになった。2回に亘る周恩来・古井喜実会談を通じ、中日双方は相手の立場を知ることができ、来るべき政府間の交渉に備えた。

周総理をはじめとする中国政府は、田中訪中の受け入れ準備作業を進めると同時に、「なぜ日本の首相を中国に招くのか、なぜ日本との国交樹立に踏み切ったのか」といった政策の急転換についての民衆に対する宣伝と説得工作に腐心し、人民の理解と支持が得るために奔走した。周総理の指示に従って、外交部は「日本国田中首相訪中の応接に関する内部宣伝要綱」（以下「内部宣伝要綱」と略記）を作成した。9月5日、周総理はこの「内部宣伝要綱」を確実に実行させるために、中国共産党中央委員会の名で通達を起草した。周総理はこの通達で各界各層の党幹部に対し、「的確な宣伝と説明に努めるよう。特に、北京、上海、天津等の18の主要都市とその周辺的全住民に対しては、9月20日前までに周知徹底を終わるよう」⁴³⁸⁾にと指示した。この「内部宣伝要綱」は毛沢東主席の承認を経て、9月8日に中国各地に配布された。「内部宣伝要綱」は田中首相訪中の背景について、以下の4点を指摘した⁴³⁹⁾。

435) 廖承志「中日友好関係を発展させるには『1つの中国、1つの台湾』政策に反対しなければならない」（1972年9月17日）「廖承志文集」編輯弁公室編・安藤彦太郎監訳『廖承志文集』（下巻）徳間書店1993年6月所収 53—54頁。

436) 張香山著・鈴木英司訳『日中関係の管見と見証』三和書籍 2002年9月26頁。

437) 「周首相と自民訪中団の会見内容」『朝日新聞』1972年9月20日。

438) 中共中央文献研究室編『周恩來年譜 1949—1976』（下巻）中央文献出版社 1997年5月 548頁。

439) 中華人民共和国外交部「關於接待日本田中首相訪華的内部宣伝提綱」（1972年9月8日）。

① 現在の国際情勢が中国に有利であることの反映である。② 中国の国際的威信が間断なく向上している証しである。③ 中日両国人民が長い間に亘り、共同して闘ってきた結果である。④ 日米、日ソ間の矛盾が更に深まった結果である。また、田中首相の訪中、中日国交正常化を実現する意義に関して、更に「4つの有利」を指摘している。① 米ソ2大覇権国家とソ連の修正主義に反対する闘争に有利である。② 日本軍国主義復活に反対する闘争に有利である。③ わが国の台湾を解放するために有利である。④ アジアの緊張した情勢を緩和するのに有利である。

その後、「一部の日本軍国主義者と日本国民を区別せねばならない。日本人民も中国人民と同じく、先の戦争の被害者だ」を主旨とする宣伝キャンペーンが中国各地で展開された。中国政府の細やかな説得により、田中訪中をより確実なものにしたのである。このように、中国側は田中訪中の受け入れ準備を整えた。

一方、古井喜実、小坂善太郎の両代表団が北京を訪問すると並行して、9月17日、椎名悦三郎は日本政府の特使として、蒋介石宛ての田中首相の親書⁴⁴⁰⁾を携帯し、台北に向った。出発を翌日に控えた16日午前、椎名は「椎名特使一行の結団式・壮行式」で、「私は台湾に説得に行くのではない。説得のセの字も入ってはおらぬ。台湾には事情を説明し、台湾側の忌憚のない意見を聞くために行くだけだ⁴⁴¹⁾と大平外相を横において言葉を選びながら挨拶した。

案の定、椎名を待ち構える台湾の空気は緊迫していた。台北の松山空港に降り立った椎名一行は、荒々しい抗議デモ隊に遭遇した⁴⁴²⁾。このような一触即発の状況の中で、椎名は、18日に沈昌煥外交部長、嚴家淦副総統、何応欽日華文化経済協会会長、中華国民民意代表、19日には蔣経国行政院長、張群総統府資政とそれぞれ会談した。「別れの外交」の主役であるはずの椎名は、大平外相が進める日華断交という台湾処理の基本方針に背く問題発言を連発した。椎名はまず、日本が置かれた立場について、「① 自民党総裁選を機会に、自民党の外交政策につき、特に日中問題が陰に陽に微妙な渦巻きを起し、一時混乱した。② そこへ中共が出てきて、対ソ考慮もあり、日本も利用したい意図が動いた。そこでマスコミのクセである反政府的傾向に加えて、経済界も浮足立って『一犬虚に吠えて万犬これに和す』という様相を呈した。③ 経済大国とまで言われる日本が、隣国とロクな挨拶も出来ない現状はこれ以上続けられず、いや応なしに処理を迫られ、忙しい途を歩きはじめた⁴⁴³⁾と弁明した。

そして、台湾との関係について、椎名は、18日午後に三軍倶楽部で開かれた中華国民民意代表との座談会の席上で、「ようやく一週間前、貴国との従来の深い関係を継続して行くとの観点に

440) 「田中親書」について、石井明「日台断交時の『田中親書』をめぐって」(『社会科学紀要』50号 東京大学大学院総合文化研究科2000年3月)、小倉和夫「別れの外交のドラマー日中国交正常化の対台湾外交といわゆる『田中親書』をめぐって」(石井明ほか編『記録と考証 日中国交正常化・日中平和友好条約』岩波書店 2003年8月所収。以下『記録と考証』と略記する)を参照されたい。

441) 田村重信ほか『日華断交と日中国交正常化』南窓社 2000年10月 47頁。

442) 「特使到着」(1972年9月17日)宇山大使発大平外務大臣宛 第443号電 整理番号:01-1933-12 外交史料館蔵。

443) 「椎名特使の応答振り」(1972年9月18日)宇山大使発大平外務大臣宛 第455号電(極秘・大至急)椎名悦三郎追悼録刊行会『記録・椎名悦三郎』(下巻)1982年9月 178-179頁。

立ち、中共との国交正常化の話しを進めて行くべきであるとの決定を見るに至った。この『従来
の関係を維持する』との言葉は、相当に含蓄のある文句であって、自民党の正常化協議会におい
ても鋭い議論が交わされたが、『従来』とは、外交関係も含めてあらゆる関係を維持する
との前提で、日中正常化交渉を進めるべきであるとの意味である⁴⁴⁴⁾との考えを公にし、後に
問題となる「椎名発言」を残した。

しかし、台湾側は、大平外相が7月25日に彭孟緝駐日大使に対して述べた「日中国交正常化以
後は、日華の外交関係は維持できなくなる」との発言を重視し、自民党の方針との違いを衝いた。
19日、蔣経国との会談の席上で、椎名は、「いわゆる『大平発言』は、(中略)問われれば『日中
の国交回復は是非やらねばならぬ。そうなれば日台関係はどうなるか。影の薄いものになる』と
いう気持ちで、理論的にはそうならざるを得ないのではないかと、従来の頭で、口の先に出して
しまったのが真相ではないかと考える。田中はこれについては色々質問を受けても一切口を割ら
ぬ、発言をしない、ノーコメントでいまだに続けている」と返答した。椎名は改めて「『従来
の関係』とは外交を含めたという意味である」と断言する一方、「これを基本にして田中・大平は
やがて北京での折衝においてこれに準拠するが、もし不調に終わったならば、妥協しないで一度
帰って、再び協議会の承認を得て、新しい案で出かけることも有り得る。私と一緒に台湾に来た
顧問団10数人の諸君は、いずれもこの協議会の結論を錦の御旗として、訪中する総理、外相を鞭
撻して、この線で作って貰うことを決意して随行に賛成したのである」と補足した。椎名の説明
に対し、蔣経国は「万が一にも一方的に日本が『日華平和条約』を破棄するようなことをすると、
私は政府代表し、厳然としてそれによって生ずる一切の責任は日本側が負うべきであり、(中略)
一切の処置を取るだろうことをここに申しあげる⁴⁴⁵⁾と激しく応酬した。

「椎名発言」は、劉徳有らの駐日特派員より直ちに本国に報告され⁴⁴⁶⁾、周総理は固唾を呑ん
で「椎名発言」を追った。そして、即時迎撃体制で椎名を牽制した。9月19日深夜、周総理は急
遽北京訪問中の小坂善太郎を呼び出し、「椎名発言」の真意を質した。「周総理は威儀を正し、激
しい怒りを表しながら⁴⁴⁷⁾、「台湾問題に関する中国政府の立場は、変更する余地は絶対はない」
と「椎名発言」を厳しく批判し、再び「中日国交回復3原則」を厳格に表明した⁴⁴⁸⁾。これに対
し、小坂は、「そんなはずはない⁴⁴⁹⁾と強く否定し、「首相が訪中する以上、2つの中国とか、
1つの中国・1つの台湾という考えでやるつもりはない⁴⁵⁰⁾と明言した。同日、周総理は、肖

444) 「特使同行議員関係行事(報告)」(1972年9月18日)宇山大使発大平外務大臣宛 第451号電(極秘・大至急)整理番号:01-1933-18 外交史料館蔵。

445) 中江要介「椎名悦三郎・蔣経国会談記録——『中江メモ』」(1972年9月19日)『中京大学社会科学研
究』第24号第1号 2003年12月 71-72頁及び75頁。

446) 劉徳有著・王雅丹訳『時は流れて——日中関係秘史五十年』(下巻)藤原書店 2002年7月 509頁。

447) 小坂善太郎「小異を残して大同につく」周恩来記念出版刊行委員会編『日本人の中の周恩来』里文出
版 1991年3月所収 118頁。

448) 前掲書『周恩来年譜 1949-1976』(下巻)551頁。

449) 前掲「日中国交正常化協議会の会長として」『自由民主党党史 証言・写真編』231頁。

450) 「小坂氏が訪中報告」『毎日新聞』1972年9月21日夕刊。

向「中日備忘録貿易弁事処東京連絡所」首席代表に打電し、「椎名発言」について、大平外相に確認せよと命じた⁴⁵¹⁾。

翌20日、大平外相は田中首相と共に、帰国した椎名特使からの報告を受けた。大平外相秘書官であった森田一は、「椎名特使によれば、日本と中華民国との従来の関係の維持ということには、外交関係を含むということになっていると台湾政府に説明したとのことである。これは予想外のことで大臣にとっても大きな衝撃であった⁴⁵²⁾」と日記に記している。同日、大平外相は「中国との国交樹立は日本政府が責任を持つ。椎名発言は台湾に対する儀礼的なものにすぎない⁴⁵³⁾」と明言し、椎名演説を一蹴した。

椎名は台湾訪問中、「断交」という言葉は一度も発することなく、外交関係は継続されるとまで公言した。椎名のかかる姿勢は、その信念を貫き通したものであろうか、または、台湾にかけた煙幕であろうかについては両論があった⁴⁵⁴⁾。しかし、台湾側の新たな証言によれば、「椎名発言」は結果的には、台湾にとって最後の望みとなり、ある種の幻想を抱かせる政治的効果を発揮した⁴⁵⁵⁾。

かくして、田中内閣発足以来2ヵ月あまりの超スピードで、田中訪中の地ならしはすべて整った。9月21日午前10時（日本時間午前11時）、中日両国政府は、「日本国内閣総理大臣田中角栄は、中華人民共和国国務院総理周恩来の招請を快く受入れ、日中国交正常化問題を交渉し、解決することによって、両国間の善隣友好関係を樹立するため、9月25日から30日まで中国を訪問する⁴⁵⁶⁾」との同時発表を行った。

中日国交正常化交渉に向けた準備作業が急ピッチで進められる中、これに反対する勢力の動きも、日を追って高まってゆく。特に大平外相の自宅には脅迫状まがいのものが頻々と投げ込まれるようになり、周辺のもの身の安全を案ずるほどであった。同じく大平外相秘書官であった真鍋賢二は、「いかがわしい団体の反対は、反対の範囲を越えた脅迫であった。大平自宅の郵便ボックスには毎日のように売国奴大平など反対の内容が書かれたビラが入れられていた。庭に牛の首が放り込まれた事件も発生した。右翼の人たちはオヤジの行く先を全て把握していたので、対応は大変だった。私は右翼の対応に精一杯で、毎晩のように、銀座、新宿辺りで右翼の方々を面会して、一人一人を説得した。なかなか理解してくれない⁴⁵⁷⁾」と振り返る。真鍋は更に「私たちは自分の位牌を作ってオヤジさんに殉ずる用意をしていた。いまでこそオーバーに聞こえる

451) 前掲書『周恩来年譜 1949—1976』（下巻）551頁。

452) 1972年9月20日の条『森田一秘書官日記』（1972年7月7日—1973年9月19日）目録番号 01010100 大平正芳記念館蔵。

453) 前掲書『日華断交と日中国交正常化』77頁。

454) 産経新聞「戦後史開封」取材班『戦後史開封 II』産経新聞ニュースサービス 1995年6月 99頁。

455) 本田善彦『日・中・台視えざる絆 中国首脳通訳のみた外交秘録』日本経済新聞社 2006年4月 116頁。

456) 「日中両政府の発表文」『朝日新聞』1972年9月21日夕刊。

457) 真鍋賢二・元大平秘書官、日中友好議員連盟副会長へのインタビュー記録。2004年8月3日、参議院議員会館716号室にて。

が、当時の状態はそれほど切迫していた』⁴⁵⁸⁾と記している。

ちょうどその頃、『サンケイ新聞』阿部穆記者は、山形2区の衆議院補欠選挙に立候補した黒金泰美を応援する大平外相に同行した。「列車が福島を出て間もなく、板谷峠にさしかかると、大平さんは急に真顔になり、『キミと旅をするのもこれが最後かもしれぬ。僕は（反対勢力に）いつ殺されるかわからないのだ。もし天が僕を助けて下さるなら、この交渉は成功するだろう』と語って、移り行く窓外の山々の景色に目を向けた。政治家としての厳しい使命感と信念に溢れた大平さんのこの言葉に、私はハッと胸をつかれる思いがしたのであった』⁴⁵⁹⁾と回想する。

9月22日、プレーンの伊藤昌哉は東京世田谷区瀬田にある大平私邸を訪ね、「あなたは会談が成功する等と夢にも考えない方がいい、一度ぐらい決裂した方がいいと思う。北京空港に待機する飛行機のジェットが噴射し、いよいよ飛び立つという時にやっと話がまとまるくらいに思っておいてちょうどいい。あなたは日本の歴史に対して責任を負うのだから」と建言した。これに対して大平は、「おれの肚はできている。田中も命かけた。最後は俺の責任できめてくる』⁴⁶⁰⁾と言い切った。

事実、大平外相は、この訪中決意をした直後に、なぜこうした決断を下したかの真意を綴った遺書を書き残した⁴⁶¹⁾。また、真鍋の回想によると、大平外相を羽田まで見送った時、大平外相は真鍋を呼んで、「万が一、この交渉が不調に終わった場合には、自分としては日本に2度と帰ることができないかもしれない。また、この交渉によって、どんな危険があるかも知れない。留守中のことはよろしく頼む』⁴⁶²⁾と語った。国運をかけた大事業に取り組む大平外相は、まさに文字通り生命を賭けていたのである。

7 「中日共同声明」の調印

9月25日、田中首相、大平外相ら日本政府一行は、与野党幹部総出の見送りの中で、羽田空港を飛び立った。この日、警視庁は中日国交正常化に反対する右翼テロを警戒するため機動隊2500人を動員し、沿道と空港をものものしく警備した⁴⁶³⁾。また、右翼の一部が大平外相を狙っているとの情報があったので、24日から閣僚では大平外相一人が、羽田空港に近い羽田東急ホテルに一泊した⁴⁶⁴⁾。

中日国交正常化交渉の幕は、田中、大平一行が到着したその日の午後には開かれた。それから28

458) 真鍋賢二『私の見た大平正芳 その素顔と姿勢』イメージメイカーズ 1976年12月 153—154頁。

459) 阿部穆「運命論者だった大平さん」大平正芳回想録刊行会『大平正芳回想録——追想編』鹿島出版会 1981年6月所収 210—211頁。

460) 伊藤昌哉『実録 自民党戦国史』朝日ソノラマ 1982年8月 95頁。

461) 森田一・新井俊一『文人宰相・大平正芳』春秋社 1982年1月 180頁。

462) 前掲書『私の見た大平正芳 その素顔と姿勢』153頁。

463) 警視庁の調べによると、田中訪中阻止行動に走ると見られる団体は、東京都内で374団体1850人であった。このうち26団体260人と上京組の11団体60人の計37団体320人の動きが危険だという。これらの右翼、民族派学生に対して、警視庁は20日からマン・ツー・マン方式の「封じ込め」作戦を続けている。「警官2500人で出発警戒」『毎日新聞』1972年9月25日。

464) 「ドキュメント9・25 東京—北京」『毎日新聞』1972年9月25日夕刊。

表1 中日首脳会談、外相会談の日時

① 第1回首脳会談	9月25日	午後2時55分—午前4時45分	人民大会堂安徽庁
② 田中首相訪中歓迎晩餐会		午後6時—	人民大会堂
③ 第1回外相会談	9月26日	午前10時20分—午前11時40分	人民大会堂
④ 第2回首脳会談		午後2時—午後4時30分	釣魚台迎賓館
⑤ 第2回外相会談		午後5時10分—午後6時20分	釣魚台迎賓館
⑥ 非公式外相会談	9月27日		万里長城往復の車中
⑦ 第3回首脳会談		午後4時15分—午後6時45分	人民大会堂福建庁
⑧ 毛沢東・田中会談		午後8時30分—午後9時30分	中南海毛主席邸書齋
⑨ 第3回外相会談		午後10時10分—28日午前3時	釣魚台迎賓館
⑩ 第4回首脳会談	9月28日	午後3時40分—午後5時	釣魚台迎賓館

中日双方の資料により筆者作成

日までの4日間で、中日両国は、毛沢東・田中会談（1回）、首脳会談（計4回）、外相会談（正式会談3回と非公式会談1回の計4回）、事務級会談（その回数は不明）という3つのチャンネルを通じて折衝が行われた（表17参照）。交渉の主役は、中国側は、周総理と姬鵬飛外交部長であり、日本側は大平外相であった。

交渉の最大ポイントは、まぎれもなく「戦争状態の終結」問題と台湾問題であった。古井喜実が訪中した際、最後まで詰めることができなかった「戦争状態の終結」問題と「中日国交回復3原則」を如何に表現するかとの2つの問題が、再び俎上にのぼることになった。ともに国家と歴史的使命を背負って交渉に臨む中日両国の指導者は、如何にしてこれらの難問を解決し、如何にして中日国交樹立という大任を果たしたのであろうか。以下、当事者または関係者の証言を踏まえながら、公開された中日双方の公式な資料を併用して⁴⁶⁵⁾、中日国交正常化交渉の過程について検証する。

9月25日午後2時55分から午後4時45分まで、第1回中日首脳会談は、人民大会堂の「安徽庁」で行われた。本会議の冒頭で、田中首相は「具体的な問題については後程大平外相がお話します」と述べた上で、双方は9月29日に共同声明の発表と中日国交正常化の実現を目標とし、そして2つの問題に注意しなければならないと単刀直入に表明した。それは、台湾問題とソ連問題

465) 2001年6月、日本外務省は、中日国交正常化交渉に関する外交記録である「田中総理・周恩来総理会談記録」（延べ4回）と「大平外務大臣・姬鵬飛外交部長会談（要録）」（非公式会談を含めて延べ4回）を解禁した〔「情報公開による文書（写し）の一般公開目録」整理番号 01—42—1, 01—42—2 外交史料館蔵〕。それによって、中日国交正常化交渉の輪郭がはじめて明らかにされた。これらの会談記録は、石井明ほか編『記録と考証 日中国交正常化・日中平和友好条約』（岩波書店 2003年8月、以下『記録と考証』と略記する）に収録されており、引用上の便利のため、本稿では同書に依拠した。他方、日本側の外交記録は、毛沢東・田中角栄会談が含まれておらず、また、一部の重要な交渉場面に関し簡潔な記述に留まるか、或いは、記述されてない。中国側の外交記録の全貌は明らかにされていないが、張香山、陸維釗、王泰平らの回想録及び著作は、いずれも中国側の記録と照合した上で書かれたものである。特に王泰平主編『新中国外交50年』（上巻）（日本語版 青木麗子訳『大河奔流：戦後の中日関係を振り返って』奈良日日新聞社 2002年12月、以下『大河奔流』と略記する）は延べ4回の中日首脳会談について詳しく記している。

であった。

まず、台湾問題について、「日中国交正常化を実現するために、日本は台湾との関係を自発的に断ち切る必要がある。しかし、それによって自民党と日本の中で問題が起きるのを避けたい」⁴⁶⁶⁾ (中国側記録)と切り出し、「国交正常化は、まず共同声明でスタートし、国会の議決を要する問題はあとまわしにしたい」(日本側記録)⁴⁶⁷⁾と交渉の基本方針を示すと共に台湾問題への配慮に言及した。

次に、ソ連問題について、田中首相は、「ウラジオストク(海參崴)にあるソ連の太平洋艦隊が常に津軽海峡と朝鮮海峡を通過し、定期的に太平洋沿岸の千葉県付近まで偵察している。現在、台湾には米軍が駐屯しているので、心配するほどの事ではない。しかし、もし将来真空状態が生じれば、ソ連が台湾に手を出すのではないか。そのような状況になれば、我々にとっては最大の脅威だ。中国が平和的な方式で台湾問題を解決するまで、このような国際情勢の変化を避けなければならない」⁴⁶⁸⁾ (中国側記録)と表明した。

続いて、大平外相は、「国交正常化を成し遂げ、これをもって、日中両国の今後長きにわたる友好の第一歩としたい。また国交正常化が、わが国の内政の安定に寄与するよう願っている」との意向を表明した後、「日華平和条約」と日米関係の2つの問題を取り上げた(日本側記録)⁴⁶⁹⁾。

まず、「日華平和条約」の問題について、大平外相は、「中国側がこの条約を不法にして無効であるとの立場をとっていることも十分理解できる。しかし、この条約は国会の議決を得て政府が批准したものであり、日本政府が中国側の見解に同意した場合、日本政府は過去20年にわたって、国民と国会を騙し続けたという汚名を受けねばならない。そこで、日華平和条約は国交正常化の瞬間において、その任務を終了したということで、中国側の御理解を得たい」と中国側に理解を求めた。

次に、日米関係について、大平外相は「日米関係は日本の存立にとり極めて重大である。また、米国が世界に多くの関係をもっているが、日本の政策によって、米国の政策に悪影響が及ぶことがないように注意しなければならないと考える。つまり、日中国交正常化をわが国としては対米関係を損ねないようにして実現したい」との日本側の立場を強調した。

日本側の説明に対し、周総理は、中国側の立場として、以下の5点を説明した⁴⁷⁰⁾。

- ① 政治の面から問題を解決し、一部の歴史の面における問題を処理するのに、法律の条文に拘らないこと(中国側記録)。
- ② 今回の日中首脳会談の後、共同声明で国交正常化を行い、条約の形をとらぬという方式に賛成する。平和友好条約は国交樹立の後に締結したい。これには、平和五原則に基づく長期

466) 張香山「中日復交談判回顧」『日本学刊』1998年第1期 34頁。

467) 「第1回首脳会談」前掲書『記録と考証』53—54頁。

468) 前掲「中日復交談判回顧」『日本学刊』1998年第1期 35頁。

469) 「第1回首脳会談」前掲書『記録と考証』54頁。

470) 「第1回首脳会談」前掲書『記録と考証』54—55頁、前掲書『日中関係の管見と見証——国交正常化30年の歩み』29頁。

の平和友好関係、相互不可侵、相互の信義を尊重する項目を入れたい（日本側記録）。

- ③ 共同声明の中に戦争状態が終結したと宣言すべきである。あなた方は戦争状態の終結を「確認」という言葉遣いにした（中国側記録）。戦争状態終結の問題は日本にとって面倒だとは思いますが、大平大臣の提案に、完全に同意することはできない。桑港条約〔サンフランシスコ講和条約〕以後今日まで戦争状態がないということになると、中国は当事者であるにもかかわらず、その中に含まれていない。この問題を2人の外相に任せ、日中双方の同意できる方式を発見したい（日本側記録）。
- ④ [中日国交回復]「3原則」についても、その精神を反映させたい（日本側記録）。
- ⑤ 日米関係には触れない。これは日本の問題である。台湾海峡の事態は変わってきているから、条約（日米安保条約、米華相互防衛条約）そのものの効果も変わってきている。台湾問題にソ連の介入を許さないという点で、日米中3国には共通点がある。（日本側記録）。

第1回中日首脳会談は、3つの成果をあげた。即ち、① 共同声明の形式によって中日国交正常化を行うことに合意したこと、② 中国側が公式に日米安保体制を是認する姿勢を打ち出したこと、③ 日本側は、中日国交正常化実現の瞬間において、「日華平和条約」を終了させることを中国側に明示したこと、である。中日国交正常化の大枠は、言わば第1回首脳会談において事実上の決着を見たと言えよう。

25日の夜、周総理主催の歓迎晩餐会が人民大会堂の大宴会場で開かれた。この招宴には田中首相、大平外相らの一行だけでなく、覚書貿易関係者、日本人記者団、北京駐在の各国記者達も招かれ、中国側出席者を合わせると700人を越え、ニクソン大統領訪中の時を凌ぐ盛況であった⁴⁷¹⁾。

やがて周総理が挨拶に立った。「田中総理のわが国訪問によって、中日関係史上に新しい一ページが開かれました。我々両国の歴史には、2千年の友好往来と文化交流があり、両国人民は深いよしみを結んできました。我々はこれを大切にすべきです。しかし、1894年から半世紀に亘って、日本軍国主義者の中国侵略により、中国人民は極めて酷い災難を被り、日本人民も大きな損害を受けました。前の事を忘れることなく、後の戒めとすると言いますが、我々はこのような経験と教訓をしっかり銘記しておかなければなりません」と中日間の友好交流と不幸の歴史を振り返りながら、「小異を残して大同を求めることによって、中日国交正常化は必ず実現できるものと確信しています」⁴⁷²⁾と締め括った。

しばらく間をおいて田中首相はマイクの前に立ち、その後物議をかもし「ご迷惑」発言が飛び出した。

「このたびの訪問にあたって、私は、空路東京から当地まで直行して参りましたが、日中間が一衣帯水の間にいることを改めて痛感いたしました。このように両国は地理的に近いのみならず、実に2千年にわたる多彩な交流の歴史を持っております」と中日交流の歴史に触れた後、「しか

471) 「『おけさ節』流れる 中周首相、温かいもてなし」『毎日新聞』1972年9月26日。

472) 「周恩来総理在歓迎田中総理大臣宴会上の祝酒詞」（1972年9月25日）田恒主編『戦後中日関係文献集 1971—1995』中国社会科学出版社 1997年8月 103—104頁。

るに、過去数十年にわたって、日中関係は遺憾ながら、不幸な経過を辿って参りました。この間わが国が中国国民に多大のご迷惑をおかけしたことについて、私は改めて深い反省の念を表明するものであります⁴⁷³⁾と日本の中国侵略に間接的に言及した。

日本側通訳の小原育夫は田中首相が言う「多大のご迷惑をおかけした」という言葉を「添了很大的麻煩」と翻訳し、会場のムードを一変させた。田中首相の挨拶の一区切りごとに拍手を送っていた中国側が、「ご迷惑」の個所で拍手をすっぽかした⁴⁷⁴⁾。「添了麻煩」を直訳すれば、「めんどうをかけた」という意味になるからである。

「添了麻煩」という一言が端的に示すように、歴史認識に関する中日双方の隔たりが浮き彫りになった。戦争責任に関して、中国側は竹入義勝の仲介によって伝えられた「8項目と黙約3項目」にはこの問題は触れておらず、日本側が表明すべき問題だという立場を取り、日本側の真剣な対応を期待した⁴⁷⁵⁾。田中首相がこのような表現を使ったことは、中国側にとっては到底受け容れられないことであり、周総理をはじめとする中国側の出席者は憤慨した。中国側は緊急協議が行われ、戦争責任問題を日本側に明確にさせ、それを戦争賠償問題と一括に解決すべきだとの声が強く出た⁴⁷⁶⁾。

日本政府が「ご迷惑」という言葉を用いた背景について、1997年8月28日付の『朝日新聞』は、中日国交正常化25周年記念版で、「ご迷惑」という言葉は外務官僚が考え抜いた表現と披瀝している。「戦争直後の謝罪ではなく、20年も経過していることを考え、親台派から土下座外交と言われぬように、民族のプライドも考えた⁴⁷⁷⁾」という。田中首相の挨拶文に携った当時の中国課長の橋本恕は、「私は何日も何日も考え、何回も何回も推敲しました。大げさに言えば、精魂を傾けて書いた文章でした⁴⁷⁸⁾」と振り返る。これに対して、中国研究大家の矢吹晋は、「日本語の『迷惑』を用いることについて橋本が精魂を傾けた事情は理解できることだ。だがここで問われているのは、日本語の原文そのものではなく、それをどのように訳したかなのだ。にもかかわらず、橋本の回想は田中のゴーストライターとして歓迎宴スピーチの原稿を書いた原文の言い回しに向かってしまう。橋本がもし日本語原文の推敲に費やしたエネルギーの一割でも、中国語訳文の推敲に費やしていたならば、歴史的誤解は避け得たのだ。この意味では中国語を解しない中国課長の限界というほかない⁴⁷⁹⁾」と指摘している。

田中首相の「ご迷惑」発言は、大きな波瀾を引き起こした。翌26日に開かれた第2回首脳会談で、周総理はこの発言を捉え、侵略戦争に対する日本側の姿勢を厳しく追及した。

473) 「田中総理大臣在周総理挙行的歓迎宴会上的祝酒詞」(1972年9月25日)前掲書『戦後中日関係文獻集 1971—1995』105頁。

474) 「水際だった招宴の演出」『朝日新聞』1972年9月26日。

475) 「張香山回想録(中)」『論座』32号 1997年12月 217頁。

476) 朱建栄「中国はなぜ賠償を放棄したか」『外交フォーラム』第49号 1992年10月 37頁。

477) 「『迷惑』発言、計算の末大平氏、懸命の車中説得」『朝日新聞』1997年8月28日。

478) NHK取材班『周恩来の決断 日中国交正常化はこうして実現した』日本放送出版協会 1993年3月 152頁。

479) 矢吹晋『日中の風穴 未来に向かう日中関係』勉誠出版 2004年9月 54頁。

翌26日午前10時20分から11時40分まで、姫鵬飛・大平による第1回中日外相会談が人民大会堂で開かれた。中日両国は、台湾の法的地位問題、「日華平和条約」の位置づけとそれに絡む「戦争状態の終結問題」、「戦争賠償問題」といった中日国交正常化交渉の核心的な議題をめぐって、突込んだ意見交換を行った。

日本外務省は中日国交正常化交渉に当たって、3つの案を準備したと言われる。この会談で、高島益郎条約局長は、すべての要求が含まれている第1案を中国側に提出した⁴⁸⁰⁾。

その案の骨子は、以下の通りである⁴⁸¹⁾。① 日本国政府及び中華人民共和国政府は、日本国と中国との間の戦争状態の終了をここに確認する（第1項）。② 日本国政府は、中華人民共和国政府を中国の唯一の合法政府として承認する（第2項）。③ 中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを再確認する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、かつ、これを尊重する（第4項）。④ 日本国政府及び中華人民共和国政府は、両国のいずれも、アジア・太平洋地域において覇権を求めるべきではなく、また、このような覇権を確立しようとする他のいかなる国あるいは国の集団による試みにも反対するとの見解を有する（第6項）。⑤ 中華人民共和国政府は、日中両国国民の友好のため、日本国に対し、両国間の戦争に関連したいかなる賠償の請求も行わないことを宣言する（第7項）。

高島局長は予め用意した「日中共同声明日本側案の対中説明」に沿って、日本案本文の各条項について詳細な説明を加えた。交渉の中核的な問題について要約すれば、次の通りである⁴⁸²⁾。

第1に、第1項の「戦争状態の終結問題」について、「中国側が、その一貫した立場から、わが国が台湾との間に結んだ条約に一切拘束されないとすることは、日本側としても十分理解しうるところであり、日本政府は、中華人民共和国政府がかかる立場を変更するよう要請するつもりは全くない。しかしながら、他方において、日本政府が、自らの意思に基づき締結した条約が無効であったとの立場をとることは、責任ある政府としてなしうることではなく、日本国民も支持しがたいところである。従って、わが国と台湾との間の平和条約が当初から無効であったとの前提に立って、今日未だに日中両国間に法的に戦争状態が存在し、今回発出されるべき共同声明によって初めて戦争状態終了の合意が成立するとしか解する余地がない表現に日本側が同意することはできない」と、「日華平和条約」の適法性を主張し、中日間の「戦争状態の終結問題」は「日華平和条約」により解決済みであることを強調した。他方、「戦争を含む過去の日中間の不正常な関係の清算に関連した問題は、今回の話し合いとその結果である共同声明によってすべて処理し、今後にかかる後向き仕事を一切残さないようにしたい」と戦争処理を含む過去への清算を求めた。

第2に、第4項の台湾問題について、「日本側は、日中国交正常化に際しては、一切秘密了解

480) 緒方貞子著・添谷芳秀訳『戦後日中・米中関係』東京大学出版会 1992年8月 90頁。

481) 「日本国と中華人民共和国との間の国交正常化に関する日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明案」前掲書『記録と考証』117—118頁。

482) 「中日共同声明日本案の対中説明」前掲書『記録と考証』110—116頁。

の如き文書を作るべきではないと考えており、台湾問題についても、他の項目と同様に、日中双方が合意しうる表現を見出だし、これを共同声明に含めることとしたい」と中国側の黙約事項案を断った上で、「サン・フランシスコ平和条約によって、台湾に対するすべての権利を放棄したわが国は、台湾の現在の法的地位に関して独自の認定を下す立場にない。中国側が、サン・フランシスコ条約について、日本と異なる見解を有することは十分承知しているが、わが国は、同条約の当事国として、右の立場を崩すことはできない。しかしながら、同時に、カイロ、ポツダム両宣言の経緯に照らせば、台湾は、これらの宣言が意図したところに従い、中国に返還されるべきものであるというのが日本政府の変わらざる見解である。わが国は、また、『中国は1つ』との中国の一貫した立場を全面的に尊重するものであり、当然のことながら、台湾を再び日本の領土にしようとか、台湾独立を支援しようといった意図は全くない。従って、わが国としては、将来台湾が中華人民共和国の領土以外のいかなる法的地位を持つことも予想していない。このような見地から、日本政府は、台湾が現在中華人民共和国政府とは別個の政権の支配下にあることから生ずる問題は、中国人自身の手により、即ち、中国の国内問題として解決されるべきものと考え」と台湾の法的地位に関する日本側の独自の認定を避けながらも、中国の台湾に対する立場を口頭で理解する意を表した。

第3に、第6項の反覇権問題について、「中国側の『大綱』第5項と同じ内容であるので、日本側から特に補足すべき点はない」と中国側の提案に完全に賛成した。

第4に、第7項の戦争賠償問題について、「本来わが方から提案すべき性質の事項ではないので、括弧内に含めてある。その内容は、中国側の『大綱』第7項とその趣旨において変わりがないが、若干の表現上の修正が行なわれている。即ち、日本政府は、わが国に対して賠償を求めないとの中華人民共和国政府の〔2字欠落〕を率直に評価するものであるが、他方、第1項の戦争状態終結の問題と全く同様に、日本が台湾との間に結んだ平和条約が当初から無効であったことを明白に意味する結果となるような表現が共同声明の中で用いられることは同意できない。日本側提案のような法律的ではない表現であれば、日中双方の基本的立場を害することなく、問題を処理しようとするので、この点について中国側の配慮を期待したい」と、中日間の戦争賠償問題は「日華平和条約」により解決済みであったと説きながらも、「両国間の戦争に関連したいかなる賠償の請求も行わないことを宣言する」と中国側に要請した。

日本案及び高島条約局長の説明から看取されるように、日本側の精力は「日華平和条約」の法的な整合性に傾注した。かかる姿勢の背後には、戦争賠償を含む戦後処理の諸問題をその法的なアプローチによって、すべて封印しようとする意図が働いていた。高島は後に、「日本側は対中交渉でカードがなかった。ただし条約論争ならば日本も立ち向かえる。中国側の主張は判りすぎる位判っていたが、中国を条約論争に引き込むことによって突破口を切り開く以外に日本の主張を押し通す方法はなかったのだ」⁴⁸³⁾と振り返る。しかし、高島の条約論は屈辱を捏ねたものであり、中日間の戦争状態及び戦争賠償問題は「日華平和条約」によって終わらせたと固持する一

483) 永野信利『天皇と鄧小平の握手——実録・日中交渉秘史』行政問題研究所 1983年4月 65頁。

方で、「戦争を含む過去への清算」, 「両国間の戦争に関連したいかなる賠償の請求も行わないことを宣言する」と中国側に求めた。これは明らかに矛盾である。

高島条約局長が説明を終えると、姫外交部長は中国側の草案である「中華人民共和国政府 日本国政府共同声明（草案）」を日本側に手交した上、高島の条約論に真っ向から反論を加えた。「両国の戦争状態の終了についての提起の仕方は、日本側にもそれなりの問題があろうが、中国側も人民を納得させることができないので同意できません。又、歴史の事実にも合いません。（中略）中国人民に、戦争状態がいつ終了したのかをはっきりさせなければなりません」⁴⁸⁴⁾と日本政府案を受け容れられない考えを表明した。

中国案は、古井喜実訪中後、再び起草されたものであり⁴⁸⁵⁾、その骨子は以下の通りである⁴⁸⁶⁾。

前文

- ① 両国人民は、両国間にこれまで存在していた極めて不正常な状態をあらためることを切望している。中日国交の回復は、両国の関係史上に新たな1ページを開くであろう。
- ② (日本国政府は、過去において日本軍国主義が中国人民に戦争の損害をもたらしたことを深く反省する。同時に、中華人民共和国政府が提起した国交回復三原則を十分理解することを表明し、この立場に立って中日関係正常化の実現をはかる)。中国政府はこれを歓迎するものである。

本文

- ① 本声明が公表される日に、中華人民共和国と日本国との間の戦争状態は終了する（第1項）。
- ② (日本国政府は、中華人民共和国政府が中国を代表する唯一の合法政府であることを承認する。) 中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。(日本国政府は、カイロ宣言に基づいて中国政府のこの立場に賛同する)(第2項)。
- ③ 中華人民共和国政府は、中日両国人民の友好のために日本国に対し戦争賠償請求権を放棄することを宣言する（第4項）。
- ④ 中華人民共和国政府と日本国政府は、中日両国のどちらの側もアジア・太平洋地域において覇権を求めべきではなく、いずれの側もいかなるその他の国あるいは国家集団がこうした覇権を確立しようとする試みに反対するものであると声明する（第6項）。
- ⑤ 中華人民共和国政府と日本国政府は、両国間の平和友好関係を強固にし、発展させるため、平和友好条約を締結することに合意する（第7項）。

中日両国の外相が折衝している最中、田中首相は迎賓館で散策したり、漢詩を作ったり、同行

484) 「第1回外相会談」前掲書『記録と考証』85頁。

485) 前掲書『日中関係の管見と見証』132頁。

486) 「中華人民共和国政府 日本国政府共同声明（草案）」前掲書『記録と考証』120—122頁。

記者団と懇談したりして寛いだ様子であった⁴⁸⁷⁾。「側近が首相の意向を聞くと、『大平君がやっているから大丈夫さ。まとまらなければ何日間でも滞在を伸ばす。妥結しなければ帰らないよ』⁴⁸⁸⁾と明言した。しかし、交渉の真のヤマは、第2回中日首脳会談以降に控えていた。

「日華平和条約」の適法性を強調する高島の説明は、中国側の強い反発を引き起こした。第1回中日外相会談直後、即ち26日午後2時から開かれた第2回中日首脳会談において、周総理は日本側の姿勢に対して、以下のように論駁した。

第1に、田中首相の「ご迷惑」発言について、「日本の侵略戦争によって、数千万の中国人民が死傷すると同時に、1千万の日本人民も被害を受けた。この経験と教訓を忘れてはいけない」と日本の戦争責任を追及した上で、「率直に言って、『大きな迷惑をかけた』という言葉は中国人民の強い反感を引き起こしている。『迷惑をかけた』という言葉は中国ではとても軽い。例えば、先程記者たちが冒頭撮影をしたが、そんな時に『迷惑をかけた』と言うのです⁴⁸⁹⁾（中国側記録）とクギを刺し、「また我々の方も人民に説明する必要がある。人民を教育しなければ、『三光政策』でひどい目にあった大衆を説得することはできない⁴⁹⁰⁾（日本側記録）と締め括った。

これに対し田中首相はどのように応対したかについて、日本の外交記録には記されていないが、中国側の資料によれば⁴⁹¹⁾、「『ご迷惑をおかけしました』という言葉は、日本では心からの謝罪の意を表すもので、今後、二度とそうした過ちを犯さないことを保証し、許してほしいという意味も含んでいる。例えば、過去、数代にわたって対立を続けてきた2つの家があって、その両家が縁組して親戚となったとすると、互いにこれまでのことに対して謝罪の言葉を述べるときに、『これまでではご迷惑をおかけしました。今後は決していたしませんので、これまでのことは水に流してください』と釈明し、「こういう表現が中国語に適当なものがあるかどうかは、私にはわからない。日本の言葉の多くは、中国にその源があり、もしあなた方に、より適切な語彙があれば、あなた方の習慣にのっとって改めてもよい」と表明した。

この返答の前半部分の内容は、田中首相自身も後に回想録において、「ご迷惑をかけたという言葉は、そんな軽々しい内容のものではない。ご迷惑をかけたという言葉の意味は、あなたが解釈しているような、『ごめんなさい』という程度のものではない。私は、私の誠心誠意を込めて、申し訳ないという心情をそのまま表現した。私は巧まずして自然に出た日本人の声なんです⁴⁹²⁾と披瀝している。中国側の記録員として会談に参加した江培植は、「田中首相の釈明に承服できかねた中国事務側は、日本語の辞書を持ち出し、『迷惑』、『反省』、『お詫び』、『謝罪』という4つの言葉の語義の違いをそれぞれ解釈し、『迷惑』という言葉は不適切であると衝いた。

487) 「『修交再開秋將到』と漢詩」『毎日新聞』1972年9月26日。

488) 大平正芳回想録刊行会『大平正芳回想録——伝記編』鹿島出版会 1982年6月 334頁。

489) 前掲「張香山回想録(中)」『論座』32号 217頁。

490) 「第2回首脳会談」前掲書『記録と考証』60頁。

491) 張香山「回顧し、思考し、提言する」『人民中国』（日本語版）2002年9月号 <http://www.peoplechina.com.cn/maindoc/html/teji/200209/teji-2.htm>。

492) 田中角栄「日中の課題は『信義』と両国民の『自由な往来』だ」『宝石』12(11)1984年11月 78—79頁。

日本の権威のある辞書が、日本側を黙らせた」⁴⁹³⁾ という。

第2に、「日華平和条約」について、「日本政府首脳が国交正常化問題を法律的でなく、政治的に解決したいと言ったことを高く評価する」。「双方の外交関係樹立の問題に、日台条約や桑港条約を入れると、問題が解決できなくなる。これを認めると、蒋介石が正統で我々が非合法になるからだ」。「田中・大平両首脳は「復交三原則」を十分理解すると言った。その基礎の上に立って、中国側は日本側の問題に配慮すると言った。そうでなければ、国交正常化はあやしいものとなる」⁴⁹⁴⁾（日本側記録）と、「サンフランシスコ平和条約」及び「日華平和条約」の不法と無効を強調し、原則はあくまで崩さないという姿勢を改めて示した。

第3に、戦争賠償問題について、「あなた方の条約局長は、蒋介石が既に日台条約で戦争賠償請求権の放棄を宣言したので、中日共同声明で改めて言及する必要はないと言っている。これはまったくおかしな論法である。当時蒋介石は既に台湾へ逃げ込んでおり、全中国を代表するいかなる資格も持っていない。蒋介石が賠償請求権を放棄すると言うのは、他人のふんどしで相撲をとっていたに過ぎない。戦争の損害を受けたのは主として大陸においてである。我々が戦争賠償請求を放棄するのは、両国人民の友好から出発し、日本人民に賠償の苦難を被らせたくないからである。ところが、あなた方の条約局長は我々の好意を受け入れず、逆に蒋介石が賠償は不要だと主張した。これは我々に対する侮辱であり、絶対に受け入れることはできない。日本外務省の条約局長が公然とこのように言うことには、驚きを禁じ得ない」⁴⁹⁵⁾（中国側記録）と厳重に抗議し、中国は一步も引かないぞとの気迫を全身に漲らせた。更に、「田中・大平両首相の考え方を尊重するが、日本外務省の発言は両首脳の考えに背くものではないか」⁴⁹⁶⁾（日本側記録）と詰め寄り、会場は緊迫した空気に包まれた。

会談に出席していた橋本恕は後に、「(周恩来は) 怒髪天を突かんばかりの怒り方だったですね。大平さんは一瞬蒼くなっちゃった」⁴⁹⁷⁾ と回想している。田中首相は「賠償放棄についての発言を大変ありがたく拝聴した。これに感謝する。中国側の立場は恩讐を越えてという立場であることに感銘を覚えた」⁴⁹⁸⁾ と御礼を述べ、中国側の立場を政治的に受け入れたと見てよからう。

この会談で、周総理は、田中首相の「ご迷惑」発言への抗議、「日華平和条約」と戦争賠償問題に対する中国側の厳正な立場を表明した以外、台湾政策、「日米安保条約」、中ソ関係に対する中国側の基本姿勢をかなり率直に述べた。

周総理の厳しい指摘が日本側に大きな衝撃を与え、交渉は早くも暗礁に乗りあげたかに見えた。迎賓館に戻った日本代表団は深刻そのものであった。会談終了後、田中首相と大平外相は迎賓館18号樓の食堂で遅い昼食のテーブルを囲んだ。その時の模様を橋本恕は、次のように語っていあ

493) 江培柱「中日復交秘聞：日本対華賠償は大陸主動放棄」『世界新聞報』2005年5月20日。

494) 「第2回首脳会談」前掲『記録と考証』56頁及び59頁。

495) 王泰平『東京初旅—我的記者生涯』日本僑報社 2004年12月 78頁。

496) 「第2回首脳会談」前掲書『記録と考証』56—57頁。

497) 田畑光永「1972年9月25日—28日の北京」前掲書『記録と考証』241頁。

498) 「第2回首脳会談」前掲書『記録と考証』58頁。

る⁴⁹⁹⁾。

「大平さんはまったく箸に手をつけようとしな。 (中略) 『大多数の日本国民が国交正常化という目標達成のために今回の訪中をしたと思っているのに、国交正常化という話が壊れたままで日本に帰るわけにはいかんぞ』と大平外相が言うと、田中首相は「だいたい君ら大学出はな、こういう修羅場というか、土壇場になるとだめだ」と応じた。「じゃあ明日からの交渉をどうするんだ。このままじゃ決裂だ」という大平外相の問いに、田中首相は、「君たちは大学出ているんだろ？ 大学出たヤツが考えるんだ」と言い返した。

暫く沈黙した後両首脳の間で、次のような会話が交わされた。

大平外相、「君は越後から東京出てくる時に、総理大臣になれると思ったかい」。

田中首相、「冗談じゃない。越後の田舎じゃ食えんからなあ」。

大平外相「おれもそうだ。讃岐の田舎では食えんから東京に出てきたんだ」。

一体大平外相は何が言いたいのか。どうやら田中首相には分っていたようであった。その後、田中首相と大平外相は気を取り直し、再び正常化交渉に臨む覚悟を決めた。「大平外相は田中首相の『ご迷惑』発言が引き起こした反響と共同声明作りが難航したため、心痛のあまり、食事が一時ノドを通らなくなった⁵⁰⁰⁾」と言われた。

第1回中日外相会議で、高島条約局長は、腹一杯の日本の主張を含めた第1案を中国側にぶつけ、中国側の強い反発を招いた。中国側の厳しい姿勢から日本側の主張を貫徹させることは困難となり、妥協案の作成が急がれた。食事後から午後5時まで、大平外相は部内打合せ会議を開き、中国側の立場を顧みながら、共同声明案文の一項、一項を丹念に洗い直した。この会議で、共同声明の前文に、① 中日国交正常化は第三国に向けるものではないこと、② 軍国主義という表現。日本政府はかつて日本が中国に損害を与えたことを深く反省すること、③ 「中日復交3原則」に対し十分な理解を示すこと、等の5点を盛り込むと決定された⁵⁰¹⁾。それと同時に、台湾の法的地位に関する中国側の立場に対し、『ポツダム宣言』を堅持する」という表現を共同声明の本文に付け加えることも決定された⁵⁰²⁾。それが妥協案の柱であった。

そして、午後5時10分から午後6時20分まで、日本側の提案により、予定外の第2回中日外相会談が釣魚台迎賓館で開かれた。大平外相は、戦争状態の終結と台湾の法的地位の2問題に関する日本側の試案を中国側に提示した。

まず「戦争状態の終結問題」について、日本側は2つの修正案を用意した⁵⁰³⁾。第1案は、「中

499) 前掲書『周恩来の決断 日中国交正常化はこうして実現した』159—160頁、「橋本恕氏に聞く 日中国交正常化交渉」大平正芳記念財団編『去華就實 聞き書き・大平正芳』2000年6月所収『http://www.ohira.or.jp/cd/book/kyokasyuujitsu/ky_09.pdf。

500) 平野実『外交記者日記 大平外交の2年』(上巻) 行政通信社 1978年8月 85頁。

501) 1972年9月26日の条、『森田一秘書官訪中日記』目録番号：01010060 大平正芳記念館蔵。

502) 前掲書『天皇と鄧小平の握手——実録・日中交渉秘史』67頁。

503) 「第2回外相会談」前掲書『記録と考証』87頁。

華人民共和国政府は、中国と日本国との間の戦争状態の終了をここに宣言する」となっている。大平外相は、「〔この案〕主語が中華人民共和国になっている点が特徴的である。このように、戦勝国だけが一方的に戦争状態の終了を宣言した例は、過去に、連合国とドイツとの戦争状態終了に際して採用されたことがある」と解釈した。第2案は、「日本国政府及び中華人民共和国政府は、日本国と中国との間に、今後全面的な平和関係が存在することをここに宣言する」となっている。大平外相はこの案について、「いつ戦争が終了したかを明確にしないものである。この問題については、双方に立場の違いがあるので、将来に向って前向きな態度で処理することを考えたものである」と説明した。日本側のこの2つの試案は、高島が言う「日華平和条約」により日中間の戦争状態は終わらせたとの立場を修正して一歩前進し、中国側の主張に歩み寄ったものである。

日本案に対し、姫外交部長は、「戦争状態が終了する旨の時期の問題は重要である。つまり、この時から、本文の戦争状態以外の他の部分についても効力が発生することとなる。例えば、日本が中華人民共和国を中国の唯一合法政府と認めるのも、この日からであろう」。「戦争状態の終了の問題について、本日、2つの日本側案を頂いたが、中国側としては、時期の問題を極めて重視している」と念を押しながらも、「周総理もはっきり（日本側の困難は分かっていると）言明しておられるので、何とかよい案を考えたい」⁵⁰⁴⁾との姿勢を示した。

次に、台湾の法的地位について、大平外相は、「中国側案では、第2項に、唯一合法政府の問題と台湾問題を一緒に記してあるが、これを切離し、台湾問題を第3項として、『中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明した。日本政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、ポツダム宣言に基づく立場を堅持する』⁵⁰⁵⁾と提案した。それは、日本政府が公式に「ポツダム宣言に基づく立場を堅持する」という台湾政策を打ち出した歴史的な瞬間であり、銘記されなければならない。台湾の法的地位問題は、本章第5節第2項で検討したように、「中日国交回復3原則」の第2項として、正常化交渉の大きな焦点の1つであった。第1回中日外相会議で、台湾の法的地位に対する高島の説明では、「カイロ宣言」と「ポツダム宣言」の両宣言について言及したが、中国側に提出した日本案の本文には「十分理解し、かつ、これを尊重する」に留まった。大平外相のこの提案は、「台湾は中国の1省」とする中国の主張と向き合うものであり、法律的にも、政治的にも重要な意味が含まれている。即ち、共同声明の本文に「ポツダム宣言に基づく立場を堅持する」の一文を明記することによって、「台湾帰属未定論」が排除され、台湾の法的地位の問題は決着した。

結局、交渉の最大難問である「戦争状態の終結」問題に関して、日本側は「不自然な状態の終了」という妥協案を提案した。それは、その日の深夜の出来事であった⁵⁰⁶⁾。

504) 「第2回外相会談」前掲書『記録と考証』89—90頁。

505) 「第2回外相会談」前掲書『記録と考証』88頁。

506) 前掲「橋本恕氏に聞く 日中国交正常化交渉」『去華就實 聞き書き・大平正芳』[http://www.ohira.or.jp/cd/book/kyokasyuujitsu/ky_09.pdf].

9月27日朝、田中首相と大平外相一行は、万里の長城の見学に赴いた。大平外相は難航した交渉を打開するため、姫外交部長と同じ車に乗り合わせ、番外の外相会談が行われた。その中で、大平外相は「張家口時代」⁵⁰⁷⁾における原体験を踏まえながら、日本の戦争責任を率直に認め、後の正常化交渉を進展させた。大平外相は、「今次田中総理の訪中は、日本国民全体を代表して、過去に対する反省の意を表明するものである。従って、日本が全体として戦争を反省しているので、この意味での表現方法をとりたい」と述べた。これに対し、姫外交部長「中国は日本の一部の軍国主義勢力と、大勢である一般の日本国民とを区別して考えており、中国の考えは、むしろ日本に好意的である」⁵⁰⁸⁾と説明した。

また、車中会談の通訳を務めた周斌によれば、次のような深刻な議論が交わされた⁵⁰⁹⁾。大平外相は、「正直に言えば、あの発言によって引き起こした波紋に対し田中首相は非常に心配しており、私も同様にとても心配している。もし日中国交正常化に関する交渉がまとまらず、物別れになれば、我々はもう2度と日本に帰ることが出来ない。中国の怒りは私、大平個人としてはよく分かる。私はかつて大蔵省の官僚として、1年4ヵ月あまり張家口に滞在した。あの戦争が中国国民にとって何を意味したか、また、中国国民が日本の軍隊をどのように見ていたのか、私、大平に分らないはずがない。田中は1918年生まれ、私より若い、徴兵されて満州に送られた。しかし、彼は戦場に立ったことがなく、胸を痛んで満州の陸軍病院にいた。しかし、彼もあの戦争が何を意味したかをよく分かっている。日本は確かにひどいことをした」と、大蔵官僚として興亜院蒙疆連絡部に勤務したことを踏まえながら、自分の歴史認識を生々しく語った。

一方、大平外相は、「しかし、日本は未だに台湾との間に外交関係があり、親台湾派の勢力も強大である。自民党内でも日中国交正常化に強く反対する勢力が存在している。このような状況の中で、もし謝罪を日中共同声明に盛り込めれば、私と田中は日本に帰ることができない。例え日中共同声明を調印して帰っても党内が紛糾し、内閣総辞職に追い込まれるかもしれない」と自民党内の複雑な事情を訴え、「どうか、私を信じて下さい」と付け加えた。

大平外相の懸命の説得に対し、姫外交部長は「『ご迷惑をかけた』という表現は、受け容れられない。我々の2人は同じ年に生まれたが、今は自国のために争っている。しかし、かかる隠さない姿勢と誠実な人柄を高く評価する。あなた方が直面している難問と立たされている苦境を、必ず周総理に報告する。我々は適切な表現を見つけるべきである。それは、あなた方が国内で追及されることなく、我々中国人民にも受け容れられる表現であるべきだ」と応対した。姫外交部長はその晩、「大平という男は信頼していい政治家だ」と周総理に報告した。

507) 1939年6月から1940年10月まで、大平正芳は「興亜院蒙疆連絡部」(所在地 中国張家口)に勤務し、日本の大陸経営の一端を担ってきた。中国問題に開眼する契機となった張家口時代における大平の足跡については、拙稿「大平正芳と阿片問題」(『龍谷大学経済学論集』第49巻第1号 2009年6月に刊行予定)を参照されたい。

508) 「非公式外相会談」(1972年9月27日)前掲書『記録と考証』91—92頁。

509) 周斌口述・銭亦蕉記録「我親歷的中日邦交談判内幕」『新民週刊』第15期 2007年4月 http://weekly.news365.com.cn/rw/200704/t20070417_1378634.htm、「『天皇陛下によろしく』」『朝日新聞』2002年9月29日、「『迷惑』発言、計算の末大平氏、懸命の車中説得」『朝日新聞』1997年8月28日。

「戦争状態の終結」問題に関する妥結案の提示とその車中会談によって、中日国交正常化交渉は妥結に向けた目途が立った。27日午後4時15分から午後6時45分まで、第3回中日首脳会談が人民大会堂で開かれた。中日双方は、主に国際問題及びそれぞれの外交関係と外交政策について意見交換が行われた。また、この会談で中日両国は、釣魚島（尖閣諸島）問題に触れないことで合意した⁵¹⁰⁾。

この日の夜、田中訪中のハイライトとも言うべき毛沢東主席との会談が、突如実現した。毛沢東・田中会談について、二階堂官房長官は会談終了後のブリーフィングで、「一切政治抜きで和やかな雰囲気の中で行われた」⁵¹¹⁾旨を発表した。しかし、中国側が公表したごく部分的な会談記録から見ても、戦争責任及び戦略面で相当に立入った内容の会話が行われていた。

会見は、毛主席の書斎で行われ、冒頭で、次のような会話が交わされた⁵¹²⁾。毛主席は「私はひどい官僚主義者なので、お目にかかる時間が遅くなりました。いかがですか。喧嘩は終わりましたか。喧嘩は避けられないものですよ。世の中には喧嘩しないこと等はないのです」と切り出し、戦争責任、「日華平和条約」の位置づけとそれに絡む「戦争状態の終結問題」、「戦争賠償問題」等を巡る中日間の論戦を、「喧嘩」という表現で表した。田中首相は、「喧嘩は少ししましたが、問題はほぼ解決できました」と遠慮がちに答えた。

挨拶が終わると、毛主席は一先ず問題となった田中首相の「ご迷惑」発言に話題を振り、「あなた方のあの『添了麻煩』の問題はどう解決したのですか」と切り出した。そして、書斎の隅に控えていた英文通訳の唐聞生を指差し、「彼女たちが文句を言っているのです。『添了麻煩』という表現ではあまりにも不十分であり、若い人達は納得できない。なぜなら、この言葉は中国では女性のスカートに水をかけた時に使う言葉だからである」とクギを刺した。毛主席の指摘に対して、田中首相は「我々は中国の習慣に従って改めるよう準備している」と答えた⁵¹³⁾。

『毛沢東外交文選』によれば、中日国交正常化に関して、毛主席は、「あなた方がこうして北京にやってくると、全世界が戦々兢兢としている。主に、ソ連とアメリカの2つの大国だ。彼らは内心穏やかでなくなっており、陰で何をこそこそ企んでいるだろうと心配でならないらしい。アメリカはまだいい方だが、それでも気分はよろしくないと思う。なぜなら、彼らは今年2月にやってきたのに、国交樹立ができておらず、今や皆さんに追い越されてしまったわけで、心中、どうしてもよろしくないというわけだ。数十年、或いは数百年かかっても合意に至らないことが、本気で解決しようとする気持ちさえあれば、数日で解決してしまうこともある。現在はお互いに

510) 「第3回首脳会談」前掲書『記録と考証』68頁。

511) 「田中総理・大平外務大臣と毛沢東主席の会見に関する邦字紙記事」(1972年9月28日) 霞山会『日中関係基本資料集 1970—1992』1993年11月 93頁。

512) 陸維釗「田中訪華與中日邦交正常化」『新中国外交風雲』第3輯 世界知識出版社 1994年3月所収 139頁、姫鵬飛「わが友・大平正芳先生を偲んで」公文俊平ほか『大平正芳 政治的遺産』大平正芳記念財団 1996年3月所収 378頁。

513) 前掲「田中訪華與中日邦交正常化」『新中国外交風雲』第3輯 所収 139頁及び横堀克己「その夜、新たな歴史がひらかれた 毛—田中会談を再現する」『人民中国』(日本語版) 2002年9月 <http://www.peoplechina.com.cn/maindoc/html/teji/200209/teji.htm>。

必要としている。これはニクソン大統領が私に言ったことだ。彼がお互いに必要となっているか、と聞いてきたので、私はイエスと答えた。私はニクソン大統領に対し、『私は現在、右派と結託しているので、評判が良くない。お国には2つの政党があり、聞くところによると、民主党は比較的進歩的で、共和党は右寄りだという。民主党はたいしたことはないので、私は買わないし、関心も持たない。しかし、ニクソンさん、あなたが立候補された際、私は、あなたに一票を投じた。それをご存知だろうか』と言った。ところで、今回は、我々はあなたに投票した。まさしくあなたが述べたように、自民党の主力が来ないのであれば、どうやって中日国交問題を解決することができるだろうか。それで、我々が右派と結託ばかりしていると叱りを受けても仕方がないが、私は、(中略) 中日〔国交〕回復問題を解決するにはやはり自民党政府に頼むほか方法がない⁵¹⁴⁾と語り、中日双方が誠意を持てば、中日国交正常化交渉がまとまる見通しを告げた。

なお、王泰平主編『新中国外交50年』によれば、会談で、毛主席は英語と日本語を交えながら大変フランクに一行と会談し、更に次のような広範な話題が話し合われた。「中日両国の交流史から始まって、両国政府間で交渉が行われ両国関係が解決に至るまで、国際情勢については中、米、ソ、日関係まで話が及び、中国史から日本の政治制度や選挙、日本天皇から中国の唯一の天皇であった唐の時代の第3代皇帝、武則天の夫の高宗まで、更に、マルクス主義から仏教と思想文化へと広まり、四書五経から家庭まで、北京料理、龍井茶から茅台酒、読書から毛沢東の幼年時代の話まで、実に多岐に及んだ⁵¹⁵⁾」のである。

一時間に及び会見が終わりに近づいた頃、毛主席は、壁の4周にめぐらされた書架と机の本を指しながら、「私は書物の中毒になり、書物を手元から離すことができない。ご覧下さい。これは『稼軒』、あれが『楚辞』である」と語った。これを受け、田中首相、大平外相及び二階堂官房長官は、立ち上がって毛主席の各種書物を見たところ、毛主席は、「とりたてて贈り物はないのですが、これを差し上げましょう」と予め用意してあった糸綴じ本の『楚辞集注』6巻を田中首相に贈った⁵¹⁶⁾。会見直後、周総理は、「この贈物の件を記者に話してよいのですか」との二階堂官房長官からの問い合わせに対し、「結構である。『楚辞集注』のタイトルは中国近代の書法家沈尹黙が揮毫したものである⁵¹⁷⁾とわざわざ説明した。田中首相は毛主席の贈り物にいたく興奮したようで、会見を終えて迎賓館に戻った後、『楚辞集注』を早朝の5時まで読みふけたとも伝えられている⁵¹⁸⁾。

『楚辞集注』は南宋の儒学者・朱熹が、中国戦国時代の楚国の詩人宰相であった屈原らの辞賦集『楚辞』に注釈を付けたものである。汗牛充棟の蔵書の中から、毛主席はなぜ『楚辞集注』を選んだのか、田中首相に何を語ろうとしていたのだろうか。当時の日本のマスメディアは、「1つ

514) 毛沢東「解決中日復交問題还是靠自民党政府」(1972年9月27日) 中華人民共和国外交部・中共中央文献研究室編『毛沢東外交文選』中央文献出版社 世界知識出版社 1994年12月 598—599頁。

515) 王泰平主編『新中国外交50年』(上巻) 北京出版社 1999年9月 449—450頁。

516) 前掲「田中訪華與中日邦交正常化」『新中国外交風雲』第3輯 139頁。

517) 同上 140頁。

518) 「『楚辞集注』に興奮 徹夜で猛読」『読売新聞』1972年9月28日夕刊。

は、中国古代の憂国詩人屈原の作品『楚辞』にちなんだことで、日本国民の利益のために決然として訪中した田中首相の愛国心を讃えた。次には、田中首相が訪中に当たって漢詩を作ったことを聞き、中国の作法として客人の関心があることに答えた。もう1つは、キッシンジャー米大統領補佐官が訪日して『なぜ、そんなに訪中を急ぐのか』と言ったのに対して、田中首相が『日本と中国との関係は、米中の付き合いよりも遥かに古い』と答えたことを、中国側もよく知っている。そこで『その通りである。再び古い時代から深かった友情を復活しましょう』という気持ちを込めた⁵¹⁹⁾と憶測している。また余談だが、「この本は楚の屈原の筆になるもので、美文だという。文弱な国の首相であった屈原はやがて他国の侵略を受け、後に汨羅〔湖〕に身を投げて憤死する⁵²⁰⁾』という小説レベルの解釈もあった。

しかし、矢吹晋は、田中首相に『楚辞集注』が贈られた真意は、同書中の「慷慨絶兮不得，中替乱兮迷惑」（「慷慨して絶えんとして得ず，中は替く乱れて迷ひ惑ふ」と読み、「憤ふしく嘆かれて、胸も潰される思いで、落ち着くすべもない。心の中は暗くかき乱されて、あれこれと惑い迷う」と訳す）という記述にあった。つまり、毛主席はこの記述を通じ、田中首相に対して「迷惑」という言葉が中国の文脈ではこのように使われている、という証拠を示そうとしたと説いている⁵²¹⁾。

毛主席は中国古典に精通しており、古典の一節を通じて、自らの見解を伝える所作は、中国の伝統的な文人の作法に合致しており、東洋的な優雅な作風でもあった。また、周総理がさりげなく沈尹黙の名に言及したことも意味深長である。沈尹黙は青年時代に2度にわたって日本に遊学し、更に抗日戦争にも挺身した。この人物は中日文化交流が辿ってきた紆余曲折の歴史を如実に物語っている。外交部アジア司長とし、中日国交正常化交渉に携ってきた陸維釗は、後にその中日国交正常化に関する回想録でわざわざこの件を記したのも、その重要性を示すものであったと看取される。更に、毛主席は、会談の冒頭で、田中首相の「ご迷惑」発言を詰問した後、同席の廖承志を指しながら、「彼は日本で生まれたので、今度帰る時に是非連れて行って下さい⁵²²⁾」という冗談が飛び出したのも、何かを示唆したのではなからうか。従って、以上の4点から、矢吹の解釈は正鵠を射たものだと思われる。即ち、『楚辞集注』に込められた毛主席のメッセージは、正しい戦争認識を持たせようとしたのではないかと推測する。

毛沢東・田中会談は、中日国交正常化交渉を一気に纏め上げる影響力を発揮し、交渉はいよいよ総仕上げを迎えた。毛主席との会談の後、同夜10時10分から、第3回中日外相会談が釣魚台迎賓館で開かれた。姫外交部長と大平外相は、「中日国交回復3原則」の表記問題、「戦争責任問題」、「戦争状態の終結問題」、「戦争賠償問題」等中日国交正常化に向けた中核的な問題を巡って、精力的な話し合いが行われた。

519) 「首相の愛国心を賛美 毛主席の贈り物の意味」『朝日新聞』1972年9月28日。

520) 前掲書『実録 自民党戦国史』98頁。

521) 前掲書『日中の風穴 未来に向かう日中関係』47頁。

522) 「田中総理・大平外務大臣と毛沢東主席の会見に関する邦字紙記事」（1972年9月28日）前掲書『日中関係基本資料集 1970—1992』94頁。

第1に、「中日国交回復3原則」に関して、「日本側は日本政府が中華人民共和国政府の提起した『復交三原則』を十分理解する立場に立って国交正常化の実現を計るという見解を確認する。中国側はこれを歓迎する」との中国側の提案に対し、大平外相は、「日本側は日本国政府が」という表現は重複しているので、「『日本国政府が』という字句を削除したほうがすっきりする」と対案を出した。これを受けて、姫外交部長は、「復交三原則の部分については、日本側が問題としているのは、その重複の部分だけであり、復交三原則に係る全体の内容については同意するのか」と念を押した。大平外相は、「内容については同意する」とはっきり答えた⁵²³⁾。

第2に、戦争責任に関して、会談の冒頭で、姫外交部長はその未解決問題の第一番目の問題として提起した。これを受けて、大平外相は自ら筆を取り、「日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する」との文言を案出した⁵²⁴⁾。そして、大平外相は厳かに席から立ち上がって、一字一句丁寧に読み上げた⁵²⁵⁾。その表現は中国に受け入れられ、そのまま共同声明の前文に盛り込まれた。それは28日午前2時頃の出来事であった⁵²⁶⁾。「この戦争責任の謝罪を共同声明に入れることに日本側首席随員の吉田健三アジア局長は強く反対した⁵²⁷⁾」と言われる。

第3に「戦争状態の終結問題」に関して、「不自然な状態の終了」という日本側の提案に対し、中国側は、「前文第一段で謳われている『両国人民はこれまで存在した不自然な状態』の次に戦争状態の終結、中日国交正常化及び両国人民の願望の実現という3つの字句を全て名詞形で挿入する。その結果同箇所は『両国人民はこれまで存在した不自然な状態、(中略)戦争状態の終結、中日国交正常化及び両国人民の願望の実現は中日両国関係史上に新たな一頁を開くであろう』」。『本文第1項において、『本声明が公表される日に、中国と日本との間の極めて不自然な状態は終了する』』という「戦争状態の終結」と「不自然な状態」を並列する修正案を提示した。姫外交部長は、「上述の如き方法を採用することにより、戦争状態の終結は時間上の制限を受けなくなり、中日双方ともその問題についてそれぞれ異なった解釈を行いうる余地を生ずることとなる⁵²⁸⁾」と説明した。中国側の修正案は、若干の文字修正を経て最終的に妥結に達した。即ち、共同声明の前文には「不自然な状態に終止符を打つ」と「戦争状態の終結」を連ねて併記する一方、本文では「不自然な状態の終了」と表現した。これは双方の立場をぎりぎりにつなぎとめた「玉虫色」の合意であった。「不自然な状態の終了」を代案として提起したのは、周総理であった⁵²⁹⁾。それにより、交渉の最大の難関が突破された。

第4に、「戦争賠償問題」に関して、「中華人民共和国政府は、日中両国国民の友好のため、日

523) 「第3回外相会談」前掲書『記録と考証』97頁、104—105頁。

524) 前掲書『天皇と鄧小平の握手——実録・日中交渉秘史』82頁。

525) 前掲「張香山回想録(中)」『論座』32号 219頁。

526) 前掲「我親歴的中日邦交談判内幕」『新民週刊』第15期 http://weekly.news365.com.cn/rw/200704/t20070417_1378634.htm。

527) 前掲書『外交記者日記 大平外交の2年』(上巻) 86頁。

528) 「第3回外相会談」前掲書『記録と考証』98頁。

529) 前掲書『日中関係の管見と見証』132頁。

本国に対し、両国間の戦争に関連したいかなる賠償の請求も行わないことを宣言する」という第1回中日外相会談で提示された日本案に対して、中国側は前記案中の「いかなる」という表現を削除した上で、「中華人民共和国政府は、中日両国人民の友好のために、日本国に対し、戦争賠償の請求を放棄することを宣言する」との対案を示した。これを受けて、大平外相は、「日本側は右表現に同意出来ると考える。右は中国側の好意によるものであると考えている」と些かの異議も唱えなかった。

中日国交正常化交渉で、戦争賠償問題をめぐり中国側は、「日華平和条約」により「戦争賠償権」が既に放棄されたという日本側の主張に対し、「戦争賠償権」の「権」の文字を落として譲歩したというのが日本側の解釈である。その根拠は、1972年9月30日に開かれた自民党両院議員総会における大平外相の発言であった。大平外相は、「中国が『賠償請求権』の放棄という言葉にかかわると、私どもは厄介な立場になるところだったが、『賠償請求』という言葉にしてもいい、『権』という言葉はついていない」⁵³⁰⁾と説明した。しかし、中日国交正常化に関する日本側の外交記録を読破しても、「権」をめぐって議論が交わされた形跡は見つからない。また、事務レベルで調整されたと推測する論者もいる⁵³¹⁾。しかし、明らかにされた断片的な記録から見ても、この仮説は成り立たないと思われる。即ち、第1に、田中首相の証言によれば⁵³²⁾、日本政府代表団が中国入りした9月25日の夜、中日双方の事務当局者は、早くも戦争賠償問題をめぐって激しい議論が交わされた。「その件（戦争賠償問題—筆者）はサンフランシスコ〔平和〕条約で解決済みであります」との高島条約局長の発言に対し、中国側は憤慨し、「そういうような代表団なら、即刻、お帰りいただきたい」と退去命令を発するまで強く反発した。第2に、王泰平主編『中華人民共和国外交史（第3巻）1970—1978』によれば⁵³³⁾、9月27日、第1回中日共同声明起草グループ会議で、高島は、26日の第1回中日外相会談での戦争賠償問題に関する説明を撤回し、「どうかこの点は誤解のないようにして頂きたい。中国の戦争賠償放棄につき、日本国民は深く感動している」と中国側に釈明した。アジア司長として、中日国交正常化交渉に携った陸維釗も、後にその回想録においてその一幕を記している。第3に、この第3回中日外相会談の冒頭で、姫外交部長は「戦争賠償問題」が事務レベル折衝で解決されなかった問題の第4項として挙げている⁵³⁴⁾。以上3点から、戦争賠償問題が、事務レベル折衝によって解決されたとは考え難いのである。

では、一体「権」をめぐる攻防があったのか、あるいはもともとそのような議論がなかったのか。外交部の顧問として、交渉の全過程に携ってきた張香山は、中国側は「請求権」の表現に拘っておらず、論争はなかったと断言する⁵³⁵⁾。陸維釗アジア司長と王効賢の両当事者も筆者の

530) 「日中共同声明についての自民党両院議員総会発言録」（1972年9月30日）竹内実編『日中国交基本文献集』（下巻）蒼蒼社 1993年2月 232頁。

531) 殷燕軍『日中講和——戦後日中関係の原点』柏書房 2007年3月 295頁。

532) 前掲「日中の課題は『信義』と両国民の『自由な往来』だ」『宝石』12（11）77頁。

533) 前掲書『中華人民共和国外交史（第3巻）1970—1978』24頁。

534) 「第3回外相会談」前掲書『記録と考証』95頁。

535) 「賠償請求『権』論争 対中攻防は“独り相撲”」『朝日新聞』1997年9月22日。

インタビューで、同趣旨の発言をしている⁵³⁶⁾。また、日本側の史料から見ても、「権」に関する論争が存在しなかったことを裏付けている。即ち、第1に、9月10日、古井喜実らにより中国側に提出した「日中共同声明要綱の日本側基本方針要旨」の第4項は、「中国側は、対日賠償請求権を放棄する」(アンダーラインは筆者。以下同じ)とし、「賠償請求権」という言葉が使われていた。第2に、9月29日、「中日共同声明」調印の直後に行われた大平外相の記者会見で、大平外相は、「中国側といたしましては戦勝国であり、被害者の立場にあられます。従いまして、いかような請求も可能である立場にあるにもかかわらず、賠償請求権を放棄されたということに對しましては率直に評価しなければならぬ、というのが日本の立場であります⁵³⁷⁾」と発言し、同じく「賠償請求権」という言葉を使っている。第3に、森田一の「訪中日記」によれば、9月26日、第2回中日外相会談終了後から午後6時半まで、大平外相は改めて打合せ会議を開き、「戦争状態の終結」問題と「戦争賠償」の両問題について討議した。戦争賠償問題について、「賠償の放棄は、いずれにしろ一方的なものである。(中略)権利の放棄は、相手側が困ると言えば、当方は要求できるか。当方の立場から言えば、日台平和条約で中国との賠償〔請求〕権は放棄している。(中略)しかし、中国には、このことは主張できない⁵³⁸⁾」と記している。第4に、当時の日本外務省幹部も「結果的には対立点はなかった⁵³⁹⁾」と認めている。以上の4点から、「戦争賠償権」をめぐる論争は幻のようなものであり、日本が独り相撲を取ったものであると言えよう。一方、大平外相の解釈は、自民党のタカ派及び日本の極端な民族主義者に対する配慮的な発言であったのではなかろうかと推測する。

この会談により、中日国交正常化交渉にたちふさがる難問はほぼ克服され、翌28日午前3時に「中日共同声明」の最終的な案文が確定した⁵⁴⁰⁾。残されたのは、中日国交正常化後の日台関係の取扱い方という1点に絞られた。

28日午後3時40分から午後4時まで、最終ラウンドとなる第4回中日首脳会談が人民大会堂で開かれた。この会談で、大平外相は「いよいよ明日から、日台間の外交関係は解消される⁵⁴¹⁾」と前置きし、「日中国交正常化後の日台関係⁵⁴²⁾」と題とする文書を読み上げた。その中で、大平外相は「日本政府としては、今後とも『2つの中国』の立場は取らず、『台湾独立運動』を支援する考えは全くないことはもとより、台湾に対し何等の野心ももっていない」と約束すると同時に、中日間の正常な関係を損ねない範囲内で、台湾との経済貿易などの民間関係を保ちたい意向を伝え、中国側の理解を求めた。これに対して、周総理は事実上黙認する姿勢を見せた。同日、中

536) 陸維釗・元アジア司長へのインタビュー記録、2005年1月21日。王効賢・中日友好協会副会長へのインタビュー記録、2005年1月14日。

537) 「日中国交正常化の際の大平外務大臣及び二階堂官房長官記者会見詳録」(1972年9月29日)前掲書『日中関係基本資料集 1970年—1992年』102頁。

538) 1972年9月26日の条、前掲『森田一秘書官訪中日記』。

539) 前掲「賠償請求〔権〕論争 対中攻防は“独り相撲”」。

540) 前掲書『日中関係の管見と見証』31頁。

541) 「第4回首脳会談」前掲書『記録と考証』69頁。

542) 「日中国交正常化後の日台関係」前掲書『記録と考証』70頁。

国共産党中央委員会政治局は会議を開き、「中日共同声明」を討議した上で、同声明を批准した⁵⁴³⁾。

9月29日午前9時20分（北京時間）、「中華人民共和国政府と日本国政府の共同声明」調印式が人民大会堂で盛大に行われた。周総理、姫外交部長と田中首相、大平外相がそれぞれ自国政府を代表して箱から毛筆をとりあげ、共同声明に署名、正本を交換した。遠くは甲午戦争（日清戦争）、そして昭和に入ってから1931年の「9・18事件」（満州事変）にはじまる凡そ半世紀に亘る中日間の不幸な過去に終止符が打たれ、中日国交回復はついに実現した。これにより、日本は世界で第79番目の中国と国交樹立の国となった⁵⁴⁴⁾。

「中日共同声明」は前文と本文の9項目で構成されている⁵⁴⁵⁾。交渉の焦点となった諸問題を個別に見ると、以下の通りである。

- ① 「戦争状態の終結」問題については、前文で「両国人民は、両国間にこれまで存在していた不正常的な状態に終止符を打つことを切望している」と、いったん穏やかな表現で謳ったすぐあとで、「戦争状態の終結と中日国交の正常化という両国人民の願望の実現は、両国関係の歴史に新たな一頁を開くこととなろう」と強調した。更に本文でも、「中華人民共和国と日本国との間のこれまでの不正常的な状態、この共同声明が発出される日に終了する」（第1項）と繰返し書かれた。
- ② 戦争責任問題については、前文で「日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国人民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する」という文言が盛り込まれた。
- ③ 「中日国交回復3原則」については、前文で「日本側は、中華人民共和国政府が提起した『復交三原則』を十分理解する立場に立って国交正常化の実現をはかるという見解を再確認する」と総括的な表明が行われた上で、本文では、「日本国政府は、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する」（第2項）と明記した。台湾の帰属問題では、「中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重」するほか、「ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する」（第3項）という節が挿入された。
- ④ 戦争賠償問題については、「中華人民共和国政府は、中日両国人民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する」（第5項）と、対日戦争賠償の放棄は、あくまで中国が自発的決断によるものであることを改めて強調した。

「中日共同声明」は更に、① 両国は平和共存5原則と国連憲章に基づき、紛争解決を武力に訴えないこと（第6項）、② 両国のいずれも、アジア・太平洋地域において覇権を求めべきではなく、このような覇権を確立しようとする他のいかなる国あるいは国の集団による試みにも反

543) 前掲書『周恩来年譜 1949—1976』下巻 554頁。

544) 「日本は79番目 中国承認」『朝日新聞』1972年9月29日夕刊。

545) 「中華人民共和国政府日本国政府聯合声明」（1972年9月29日）前掲書『戦後中日関係文献集 1971—1995』100—111頁。

対すること（第7項）、③ 両国は、平和友好条約・諸実務協定の締結交渉を開始すること（第8項と第9項）、を確認し合った。

調印式後、大平外相は、中国政府との約束の通り、直ちにプレスセンターとなっている民族文化宮のホールで記者会見を行った⁵⁴⁶⁾。その中で、大平外相は「日中の不正常な関係に終止符が打たれたことは、アジアひいては世界の平和に重要な貢献をするものである」と謳った上で、日台外交関係について、「日中関係正常化の結果として、日華平和条約はその存在意義を失い、同条約は終了したと認められるというのが日本政府の見解である」と厳かに宣言し、戦後続いてきた「中国の代表は台湾」という虚構が清算された。また、台湾の法的地位に関して、大平外相は、「台湾問題に対する日本政府の立場は、第三項に明らかにされておる通りであります。カイロ宣言において、台湾は中国に返還されることが謳われ、これを受けたポツダム宣言、この宣言の第八項には、カイロ宣言の条項は履行されるべしと謳われておりますが、このポツダム宣言を我が国が承諾した経緯に照らせば、政府がポツダム宣言に基づく立場を堅持するということは当然のことであります」と約した。

「中日共同声明」が調印された直後、自民党は「日中共同声明に関する党声明」を発表した。その中で、「日中共同声明が発表される運びとなったことは、第2次大戦後のわが国外交史上まさに画期的な意義を持つものであり、歴史の流れを大きく転換するものである⁵⁴⁷⁾と謳った。

一方、共同声明の調印に先立ち、同日午前9時、法眼晋作外務次官は、彭孟緝中華民国駐日大使を呼び、「中日共同声明」の内容を通告すると共に、中日国交正常化は29日効力を生じたので、中華民国と日本の関係は外交を含めて継続出来なくなり、中日関係正常化の結果として、「日華平和条約」はその存在意義を失い終了したとの立場を公式に伝えた⁵⁴⁸⁾。同日の深夜、中華民国外交部は対日断交声明を発表した。そして、10月26日以降、元麻布の大使館に中華民国の青天白日旗がはためくことは二度となかった。11月28日に彭孟緝大使、30日には宇山厚大使がそれぞれ帰任した。そして、12月1日に日本側は財団法人「交流協会」、2日には台湾側が「亜東関係協会」をそれぞれ設立し、日台間の実務関係が継承された⁵⁴⁹⁾。

共同声明調印後の午後1時30分、日本政府代表団は周総理の案内で北京空港を飛び立ち、上海に向った。同日の夜、上海市革命委員会が主催する歓迎宴会で、大任を果たした大平外相は、各テーブルを回って歓迎に対する感謝の乾杯を続けた⁵⁵⁰⁾。通訳の林麗韞は「テーブルごとに乾杯を重ねる大平先生に驚いた田中首相は、目を丸くして『大平君、今日はよく飲むね。君はそんなに飲めるかね』と声をかけるほどでした⁵⁵¹⁾と証言する。大平外相は、「例え、ここで倒れ、上

546) 「日中国交正常化の際の大平外務大臣及び二階堂官房長官記者会見詳録」（1972年9月29日）前掲書『日中関係基本資料集 1970年—1992年』101頁。

547) 自由民主党「日中共同声明に関する党の声明」（1972年9月29日）自由民主党編纂『自由民主党党史資料編』1987年1月 551頁。

548) 「台湾に事前通告」『朝日新聞』1972年9月29日夕刊、「台湾とは断交」『読売新聞』1972年9月29日夕刊。

549) 林金莖『戦後の日華関係と国際法』有斐閣 1987年5月 125頁。

550) 「上海でも熱烈な歓迎」『朝日新聞』1972年9月30日。

551) 前掲書『日・中・台視えざる絆 中国首脳通訳のみた外交秘録』36頁。

海の土となっても、もう何にも思い残すことはありません⁵⁵²⁾と応じた。森田一は「大平は、すっかり酔ってしまって、宿舎に帰った時は服を着たまま眠り込んでしまった。服を脱がせるのに往生した⁵⁵³⁾と回想している。

30日午後1時50分、日本政府代表団を乗せた日航特別機が羽田空港に帰着した。午後4時20分、田中首相と大平外相は帰国後早々に自民党本部に向かい、両院議員総会に臨んだ。田中首相は、日中首脳会談について、大平外相は「中日共同声明」についてそれぞれ報告した。約2時間に亘る総会では、台湾ロビーは「台湾との断交は党議違反である」「日華平和条約の破棄は憲法違反である」等と突き上げたが、最終的には、「今後、党執行部は党内の意見調整と結束を図る」との条件つきで、両報告を承認した⁵⁵⁴⁾。党大会につぐ議決機関である両院議員総会が、中日国交正常化交渉を承認したことにより、自民党内の中日国交正常化をめぐる議論は一応のピリオドが打たれた。これにより、4日間にわたる中日国交正常化の手続きはここで実質的に幕を下ろした。

11月8日及び13日、日本の参議院そして衆議院はそれぞれ「中日共同声明」を支持する決議を採択した⁵⁵⁵⁾。翌年1月11日に、在中国日本大使館が開設され、3月31日小川平四郎が大使として着任した。その一方、2月1日には、在日本国中国大使館が開設され、3月27日に陳楚が大使として日本に着任した。

IV 結 論

1 中日国交正常化の決定要因

1972年9月の中日国交正常化は、その実現に連なるさまざまな要因を総合的に作用した結果であった。その中で、中国をめぐる国際情勢の激動とそれに伴う中日国交回復機運の高まり、中国の国際情勢についてのビジョンの変化、中米和解が象徴する戦後国際政治の構造的な変動、という4つの大きなファクターが中日国交正常化を動かし、その実現を促した。

まず第1に、中国の国連における合法的な地位の回復は、戦後日本の対中政策を根底から覆し、中国政策転換の画期的な跳躍台となった。

1960年末から1970年代の初めにかけて、国際政治の舞台が中国を軸として大きく動きつつあった。1971年10月25日、人民中国の国連及び安保理事会における合法的な地位の回復は、国連の歴史に大きなエポックを画し、中国の国際的な地位の高まりを決定づけた。

この出来事は、国連における20年にわたった中国代表権の虚構が崩れ去ったのみならず、国連

552) 前掲「田中訪華與中日邦交正常化」『新中国外交風雲』第3輯 141頁。

553) 森田一（大平正芳の娘婿）・元大平秘書官へのインタビュー記録。2004年7月30日、衆議院第一議員会館213号室にて。

554) 「日中共同声明についての自民党両院議員総会発言録」（1972年9月30日）前掲書『日中国交基本文獻集』（下巻）242頁。

555) 「日本国会衆参両院通過決議慶賀と支持中日聯合声明」（1972年11月8日、13日）前掲書『戦後中日関係文獻集 1971—1995』128頁。

中心主義⁵⁵⁶⁾を国是として標榜する日本の対中政策がその根本から揺るがされた。これを契機に狂瀾怒濤の如く澎湃として起こった中日国交回復運動は、時代の流れに逆行した佐藤内閣の命脈を尽きさせ、日本の政治的潮流を一気に対中正常化に向かわせた。

第2に、中国の国際戦略の転換とそれに伴う日米安保体制への是認は、中日国交正常化の実現を可能した条件を作り出した。

1969年3月の「珍宝島事件」によって、中国はソ連主敵論の姿勢を鮮明にし、反ソ国際的統一戦線の結成が、中国国家の至上の命題となった。こうした背景のもとで、中国は文化大革命以来実行してきた「反米・反ソ」という二正面作戦の外交戦略を改め、聯米抗ソという新しい外交戦略を策定した。

中米和解に伴い、中国は日米安保体制が備えている「諸刃の剣」の性格を認識しつつ、ソ連の脅威に対抗する点において日米安保体制は中国の国家利益と一致していると判断した。こうした戦略的意図のもとで、中国は嘗て「アメリカ帝国主義」のアジアにおける牙城と見なし、長年に亘って強烈に批判し続けてきた日米安保体制を是認する方向に踏み切った。中国側の日米安保体制への路線転換は、20年以上に亘り日本の国内政治を分断してきた2つの相容れない目標の調和となり、また、日本外交にとっては対米関係を維持したままで、中国へと外交的地平を拡大したことを意味した。中国側が示したその柔軟性が日本側の心配を一掃し、日本指導者の中国訪問に道を開いた。

第3に、中米和解が象徴する戦後国際政治の構造的な変動が、田中内閣にして対中自主外交を推進する決意を固めさせた。

1970年代に入り、米ソ2極とする国際政治の構造が大きく転換しつつあった。戦後、世界政局を君臨したアメリカは、ベトナム戦争の泥沼にはまり込んで衰えを見せ、「ボックス・アメリカーナ」の黄昏を迎えた。一方、中ソ対立によって社会主義陣営から離脱した中国は、次第に独自の主体性を持ったアクターとして国際政治に大きな発言力を有する国に発展した。1971年7月に実現した戦略上の共通の利益に基づいた中米和解は、国際政治の多極化を一層加速させる契機となり、米中ソの3極を基軸とする新たな国際秩序の形成を告げた。

1971年7月15日、稲妻の如く日本を襲った第1次「ニクソン・ショック」と称されるニクソン訪中声明は、戦後秩序の中で惰眠を貪る日本外交に痛烈な一撃を加え、戦後外交の羅針盤を打ち壊すような衝撃を与えた。大いなる衝撃は大いなる発奮の動機たりうる。眠りを醒した日本はより自主外交へと転じ、外交地平の拡大に走った。

2 「72年体制」の定義とその意義

1972年9月29日、中日両国政府は前文と本文の9項目からなる国交樹立に関する共同声明を発し、平和と友好の関係を確立することを宣言した。「中日共同声明」で合意された諸基本原則か

556) 1957年9月、岸内閣の下でが出された『外交青書』第1号で、「国際連合中心」を筆頭とし、「自由主義諸国との協調」、「アジア一員としての立場の堅持」という日本外交の3原則を打出した。

ら構成される中日関係の新たな枠組みは、「72年体制」とも呼ばれている。

「72年体制」は、台湾問題をはじめ歴史認識、安全保障、領土紛争等の諸問題に対する処理原則をそれぞれ定めている。その中で、とりわけ「台湾問題」と「歴史認識」の両問題に関する中日間の合意は、「72年体制」の中核となる2大柱である。それらの諸原則は1978年8月に調印された国際法上条約としての性格を有する「中日平和友好条約」により、厳格に遵守する旨が確認され、中日関係の規範となる政治文書である。

既に検討したように、「歴史認識」問題と「台湾問題」の両問題は、中日国交正常化交渉の2つの核心問題として大きく取り上げられた。

まず、前者の「歴史認識」問題に関して、中国側は、田中首相の「ご迷惑」発言は断じて受け容れないという姿勢に徹し、日本側の戦争責任を厳しく追及した。結局、大平外相の決断で、「中日共同声明」の前文において、「日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国人民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する」という一文が盛り込まれ、交渉を進展させた。こうした経緯から看取されるように、中日国交正常化は日本側が中国侵略戦争に対する深く反省の上で成り立つものであり、中日両国の根底にはこの共同宣言で明示したかかる歴史認識を共有している。それは「72年体制」の1つの原点である。

次に、後者の台湾問題に関しては、日本は、「1つの中国」の原則の下で、① 中華人民共和国政府が提起した『復交三原則』を十分理解する立場に立って国交正常化の実現をはかるという見解を再確認する（共同声明の前文）、② 「中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する」という立場に対し、「十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第8項に基づく立場を堅持する」（「中日共同声明」第3項）、③ 「今後とも『2つの中国』の立場は取らず、『台湾独立運動』を支援する考えは全くないことはもとより、台湾に対し何等の野心ももっていない」（「日中国交正常化後の日台関係」）、④ 「日中関係正常化の結果として、日華平和条約はその存在意義を失い、同条約は終了したと認められる」（大平外相の記者会見）という4点を約束し、台湾との断交に踏み切った。これによって、戦後、20年間に亘り中日関係の進展を強く制約する桎梏であった台湾問題が清算され、その上で、「台湾帰属未定論」が排除され、台湾の法的地位の問題は決着した。

1972年11月8日、大平外相は衆議院予算委員会で、矢野絢也衆議員の「台湾問題」に関する質疑に対し、「わが国は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であるとの中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重するとの立場をとっております。従って、中華人民共和国政府と台湾との間の対立の問題は、基本的には、中国の国内問題であると考えます。わが国としては、この問題が当事者間で平和的に解決されることを希望するものであり、かつ、この問題が武力紛争に発展する現実の可能性はないと考えております。なお、安保条約の運用につきましては、わが国としては、今後の日中両国間の友好関係をも念頭に置いて慎重に配慮する所存でございます⁵⁵⁷⁾」と答弁し、「台湾問題」は中国の内政問題であるという基本認識を改めて示した。

557) <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/070/0380/main.html>.

当時の外務省条約課長の栗山尚一は、2007年10月付の論文「台湾問題についての日本の立場——日中共同声明第三項の意味——」において、大平外相の答弁について、「統一見解は当時慎重に準備されたものであり、これをより平易な表現に書き直すと次のようになる。『台湾問題は、台湾海峡の兩岸の当事者間の話し合いによって平和的に解決されるというのがわが国の希望であり、その結果、台湾が中華人民共和国に統一されるのであれば、わが国は当然これを受け入れる（それが共同声明第三項の意味である）のであって、当事者間の平和的話し合いが行われている限り、台湾問題は第三者が介入すべきではない中国の国内問題と認識される。「基本的には」とは、そのような意味である。こうした認識を踏まえれば、武力紛争の可能性がないと考えられる現状では、台湾をめぐる安保条約の運用上の問題が生じることはない』⁵⁵⁸⁾と解釈している。

37年の歳月が流れ、時代の激変を超えた。① 国際秩序の構造的な変動、② 中日相互依存の深化、③ 日本の政治世代の交代、④ 台湾の変容、⑤ 中国の対外開放による政治変容等を根拠とし、「72年体制」の転換を求める議論はあるが⁵⁵⁹⁾、しかし、2005年にピークに達した中日間の拮抗関係が立証するように、「72年体制」の核心問題を突破しようとするいかなる行動も、中日関係の政治基礎を動揺させることになる。殷鑑遠からずというように、「72年体制」の2大柱としての「歴史認識問題」と「台湾問題」をいかに対応するかは、依然として中日関係を左右する最大の要件である。

3 中日国交正常化における大平正芳の役割

1972年9月の中日国交正常化は、中国をめぐる国際情勢の激動とそれに伴う中日国交回復機運の高まり、中国の国際情勢についてのビジョンの変化、中米和解を象徴する戦後国際政治の構造的な変動、を背景とするものだった。他方で、佐藤嘉恭・元駐中国大使は、「内外情勢が日中国交正常化の大きな流れを作ったとは言え、政治の中枢にいる人がはっきりした明確なビジョンがなければ、いくら内外情勢が動いても成り立たない」⁵⁶⁰⁾と指摘したように、「国際環境決定論」「人民外交決定論」によってのみ説明することは明らかに不十分である。田中政権発足からわずか2ヵ月あまりの極めて短期間で、中日国交正常化が実現に至ったのは、両国の指導者の強い意志と指導力によるものであった。

既に検討したように、アメリカは自ら対中国政策を転換しながらも、日本の急速な対中正常化の動きには危惧の念を抱いていた。アメリカの極東戦略は依然として日本、韓国、台湾を結ぶ防衛線に頼るというもので、もし日本が中国との国交正常化を達成すれば、その結果として、台湾は極東の防衛範囲から外され、「台湾条項」は事実上有名無実となる。それは直接に日米安保の

558) 栗山尚一「台湾問題についての日本の立場——日中共同声明第三項の意味——」『霞関会会報』2007年10月 http://www.jiia.or.jp/column/200710/24-kuriyama_takakazu.html。

559) 国分良成「冷戦終結後の日中関係——「七二年体制」の転換」(『国際問題』2001年1月号)は、そのような論の代表作である。

560) 佐藤嘉恭・元駐中華人民共和国大使、日中友好協会副会長へのインタビュー記録。2005年9月1日佐藤嘉恭事務所にて。

空洞化に繋がり、日米安保体制を根幹から揺るがす問題でもある。

田中首相から全権を委任された大平外相は、中日国交正常化交渉でリーダーシップを発揮して、戦争責任を明確化させた上で、「1つの中国」の原則を受け入れ、台湾と断交の決断を下した。これにより、長らく戦火を交えてきた中日両国はついに国交正常化を実現した。中米冷戦の対立構造が解体しきれていない状況下で、日本側の選択は、明らかに自主的な突出した行動であった。これによって東アジアの国際関係の変貌が加速され、戦後形成されたアジアの冷戦構造の重要な一角が崩壊した。中日国交正常化後、SEATO（東南アジア条約機構）や ASPAC（アジア太平洋会議）が自然消滅し、アジア諸国が相次いで中国と国交を樹立した。大平外相を主導する台湾処理の方式は、後に「日本方式」と呼ばれる。田中首相は後に回想録において、「台湾処理の問題は大平外交の知恵である」。「大平君がいなくては、やはり、日中国交正常化はおぼつかなかったはずである」⁵⁶¹⁾と述懐している。

周総理は一連の交渉の間に大平外相の物事への処し方や態度に触れ、側近に対して「(大平は)誠実で嘘を言わない、言葉使いはあまりうまくないが、内秀で博学である。誠心誠意田中を補佐し、大平あっての田中であり、大平あっての中日国交回復である」⁵⁶²⁾と中日国交正常化過程における大平外相の役割を高く評価している。

大平外相が中日国交正常化の実現に積極的に推進したのは、① 地政学的な配慮、② 機敏な時代認識、③ 戦時中中国における原体験という3つのファクターによるものであったと考えられる。

まず第1に、大平外相は、「日中両国は、古くから一衣帯水の隣国であり、未来永劫にそうである」⁵⁶³⁾という地政学の観点から、「中国は、古い歴史の考証をまつまでもなく、朝鮮問題と同様、つねに日本外交にとって出発点であるとともに、終着点でもあった」⁵⁶⁴⁾と深く認識し、「日中関係は、わが国の外交にとりましてかなめ石でございまして、これを誤るということは大変なことだろう」⁵⁶⁵⁾と日本外交の座標における中国の重要性を力説した。

第2に、大平外相は戦後の「甘え」の対米外交を深く反省し、中日国交正常化を対米依存の戦後外交からの脱却の試金石として位置づけると同時に、「日米安保条約」と日中国交正常化の2本立てで東アジア地域の平和を保とうとした。加藤紘一は、「大平外相は日米中正三角関係の論者である。いずれか一国が傲慢になったり、安定を脅かしたりした場合、他の二国がそれを戒める役割を果たすべきだというのが大平外相の考え方である」⁵⁶⁶⁾と証言している。大平外相のその外交理念は、後に大平内閣で大きな華を咲かせ、「環太平洋連帯構想」へと発展した。この意

561) 前掲「日中の課題は『信義』と両国民の『自由な往来』だ」『宝石』12(11)74—75頁。

562) 「大平正芳と周恩来 日中に橋をかける」前掲書『日本人の中の周恩来』386頁。

563) 大平正芳「中国問題へのアプローチ」(1972年11月3日)『風塵雜租』鹿島研究所出版会 1977年12月
http://www.ohira.or.jp/cd/book/fz/fz_37.pdf。

564) 同上。

565) 1974年5月9日、参議院外務委員会における大平外相の答弁。<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/072/1110/main.html>。

566) 加藤紘一・衆議院議員へのインタビュー記録。2004年7月29日、衆議院第2議員会館711室にて。

味において、保守本流の系譜に位置する大平外相は、多極化時代への大胆な対応へ主導的な役割を果し、新しい外交を模索し続けたリーダーでもある。

第3に、1939年6月から翌40年10月まで、大平は興亜院蒙疆連絡部に勤務し、日本の大陸経営の一端を担ってきた。その原体験から中国に対する贖罪意識や思い入れが生まれ、中日国交正常化の実現に邁進するとも関連したと思われる。

大平のリーダーシップで中日国交正常化を成し遂げたことは、その政治的生涯にとって極めて重要な意味を持つこととなった。大平外相は後に自伝で、「サンフランシスコ平和条約の締結に比肩するこの重大な外交案件が平穩裡に処理されたことを喜ぶものである」⁵⁶⁷⁾と記している。1973年9月17日、大平外相は陳楚大使との会談で、「日中国交正常化は、わが国にとって偉大な出来事であり、わが国が対米ソ・欧州・後進国との外交を進める上で、その裾野が広がった」⁵⁶⁸⁾と述懐している。

光陰矢の如し、中日関係は「三十而立（三十にして立つ）」を迎えた。今日の中日関係は、激変後の世界政治の枠組みを舞台とし、経済のグローバル化が産み落とした国際関係の新たな形態を背景として、経済面を中心に政治、文化、人的往来などの各分野において目を見張るほどの発展を遂げてきた。その一方、色濃く時代の特徴を反映し、中国の経済大国化と日本の政治大国化によるアジアの歴史上嘗てなかった「両雄並立」の時代に突入した。そのため、両国間の相互信頼と民衆間の親近感は薄れ続け、国益を巡る対立と相互排斥も目立つのである。そこで、中日国交正常化交渉の過程を辿りながら、共存共栄の中日関係の更なる発展を願う次第である。

(受付 2009年2月8日)

567) 大平正芳『私の履歴書』日本経済新聞社 1978年7月 http://www.ohira.or.jp/cd/book/rk/rk_10.pdf。

568) 「本大臣と陳楚大使との会談」(1973年9月17日) 大平外相大臣発在中國林臨時代理大使宛 第889号電 整理番号 04—2401—2 外交史料館蔵。